

第十三回国会 衆議院 文部委員会 議 録 第三十四号

(一一七)

昭和二十七年六月十六日(月曜日)
午後二時五十分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡延右門君 理事 甲木 保君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君 理事 高木 章君

理事 坂田 道太君 理事 玉置 信一君

理事 田淵 光一君 理事 東井三代次君

理事 圓谷 光衛君 理事 根本龍太郎君

理事 長野 長廣君 理事 平島 良一君

理事 原田 雪松君 理事 笹森 順造君

理事 水谷 昇君 理事 渡部 義通君

理事 志賀健次郎君 理事 浦口 鉄男君

理事 坂本 泰良君 理事 天野 貞祐君

出席政府委員

文部政務次官 今村 忠助君

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 内藤三郎君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 石井 昌君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

文部事務官(初等中等教育局庶務課長) 專門員 横田重左衛門君

六月十四日

福島大学に保健体育学科設置の請願

(圓谷光衛君紹介)(第三六六一号)

市町村教育委員会設置反対に関する請願

(林百郎君紹介)(第三六九八号)

同(山口好一君紹介)(第三七六六号)

学校教育法の一部改正に関する請願

(若林義孝君外一名紹介)(第三七一七号)

戦後遺児靖国神社参拝に関する請願

(小川半次君紹介)(第三七一七号)

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に関する請願

(小林信一君紹介)(第三七四四号)

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

(山口好一君紹介)(第三七六五号)

大刀陣を無形文化財保護として指定の請願

(長野長廣君紹介)(第三七六七号)

文化財保護法による五台山竹林寺の防火施設費国庫補助の請願

(長野長廣君紹介)(第三七六八号)

清水商船大学存置並びに施設拡充に関する陳情書

(静岡県議会議員大石文一郎)(第二四〇五号)

義務教育費国庫負担法に関する陳情書

(全国連合小学校長会会長佐口安治外十七名)(第二四〇六号)

を本委員会に送付された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した事件

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十四名提出、衆法第四〇号)

〇竹尾委員長 これより会議を開きます。

それは日程を変更いたしましたして、義務教育費国庫負担法案を議題といたし、質疑があればこれを許します。

〔議事進行〕と呼び、その他発言する者あり。

〇竹尾委員長 ただいま松本七郎君外八名より、委員長の不信任案が提出せられました。本動議は先決問題でありますし、私の一身上の問題でありますから、退席をいたします。若林理事を委員長代理に指名いたします。

(委員長退席、若林委員長代理着席)

〇若林委員長代理 松本君より提出されました委員長不信任動議について、提出者の趣旨弁明を求めます。松本七郎君。

〇松本(七)委員 竹尾委員長の不信任につきまして、その趣旨を弁明いたします。実は、教育委員会法案が、内閣提出で参議院に最初提出されました。その中には、五月十日で期日の切れる項目を含んでおたつたわけでございます。この法案は、すでに参議院で可決されまして、衆議院に一箇月以上前にまわつて来ておたつたのであります。五月十日という期日がありましたので、私もは特に急いでこの審議を開始すべきであるという要求を、再三竹尾委員長に要求したのでございます。それに

もかわらず、政府の提案理由さえも求めずに、委員長はこれを議事日程に載せず、放置いたしておたつたのであります。私も、こういう重要な、期日の少いものについては、すみやかに審議を開始すべしという要求を続けました結果、やつと文部大臣及び政府委員の提案理由の説明が行われましたが、その後この案については、政府原案と反対の意見が、委員長の属しております与党である自由党の中に起つておるといふことでございました。このこと自体は、議院内閣制の問題を含んだ、いろいろ重要な点がございますが、そういうことはさておきまして、私もこの反対意見について質問のしようがない。与党の中から起つた反対意見というものは、当然これは委員会の議事を円満に進行する責務を持つてゐる委員長が、その反対意見というものを的確に把握しておらなければならぬ。われ／＼は、それを委員長に要求いたしましたところが、委員長は、何ら反対意見の根拠というものを知らないといふことでござい

ます。いやしくも反対意見を述べようとする者が、反対意見がどういふものであるかといふことがはつきりしないので反対するといふことは、ナンセンスであります。委員長は、そういう反対意見がどこにあるかといふことを、的確につかむ重大な責務があるといふことで、私は委員長に再三申し上げまして、私がそれを要求いたしましたしてか

ら、まだ自分は知らないが、すみやかにその反対論というものはつきりつかましようと言つておられましたにかかわらず、その後私が再び委員長に質問申し上げても、これに何らの答弁がなかつたのでございます。

もちろん他の党内の内部情勢について、私もとはやかく申すのではありません。場合によつては、内閣が出した法律案についても、その与党の中

から反対意見が出て来ることは、情勢の変化その他で、あり得ることです。しかし、委員会を円満に進行させるためには、その間に立つて、委員長は、もつと積極的にその反対意見の論拠なり、あるいはすみやかに調整のとれるように、あらゆる努力を傾けて行かなければならぬ責務があると思つております。そういう点について、私もこの要求には、もちろん努力はされたのでございましょう。しかし見るべき成果が少しもあがつておらないのであります。こういう点が、私もこの国会の権威を保ちながら、文部委員会の権威を保ちながら、法案を審議するについて、竹尾委員長を信任せざる第一の理由でござい

ます。さらに、こまかいことになりましたから、私は多くを申し上げませんが、従来、われ／＼が不満に思つておりましたのは、竹尾委員長は、議事の運営についての知識と申しますか、あまりに認識が欠けてお過ぎる。(失敬なことを言うな)と呼ぶ者あり)それはわれわれが経験しておるのだ。(人格者

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

第一類第七号 文部委員会議録第三十四号 昭和二十七年六月十六日

部改正の提案を故意に遅らせたかのごとき理由を述べられたのでありますが、諸君は、いやしれども政党政治に關係しているのであるから、政党の内部は御承知のことと思うのであります。この法案が五月六日に提案された場合の党内の事情は、政調会においてもまとまつておらなかったし、さらに総務会へは、この法案は一度もかかつておらなかった。しかも、文部省はどういう考えであつたか、参議院にこれを突如として出した。なるほど、閣議は通つたでございましょう。ところが、参議院は、わずか十分かそこらでこの法案を通して、衆議院に向つて、十日でこの法案が切れるから、すぐにこれを通してくれというのを参議院から申入れがあつた。しかし、これはすでにこの委員会も発足いたしましたので、委員会の本則としては、各末端の市町村まで置かなければならぬと規定してある。延ばすことこれで三回、はたしてこれが国家のため、また文教政策のために、この法案をまた再び三たび延ばす方がいいか、そういうことについて、われ／＼はほんとうに慎重に審議しておつたために、委員長は誠意をもつてこれを上程しようとしても、委員長の職責として党内をまとめなければならぬ。この点を御了解願ひたい。

もう一つの問題は、この委員会法なるものが、教職員特例法案と一緒に出て来た。これは別個の法律であつて一つは五月十日に切れる法案であり、委員会法は十月十日まで、これはまだ幾らも時間はある。これを何ゆゑに一緒に持つて来たか、ここにわれ／＼は疑義を持つてゐる。(不可分のもの

だ。と呼ぶ者ありたとい不可分の関係にあつても、別個のものである。しかも、違ふものを一つの法案の中に盛り込んで、しかも参議院先議をなぜやつたか。衆議院に先に提案すべきである。審議の遅れた事情もそこにある。

しかも、小林君も言う通り委員長は突にりつばな委員長であるとはめておる。単にこの法案を上提するかしんかによつて、この委員長を不信任することは、私は野党の諸君にもう少し雅量と誠意を持つてもらいたい。私は自由党を代表いたしまして、絶対この名委員長を支持するものであります。

○若林委員長代理 坂本泰良君。

○坂本委員長 たいま提案になつております委員長不信任案に対して、賛成の意見を述べたいと存するのであります。

ただいま自由党委員岡谷氏は、本法案が五月六日に提出されたときは、自由党の賛成がまゝつていなかつた。まゝつていない先に参議院に出して、衆議院にまわつて来たのだから、本法案が委員会に付託されても審議が遅れた、こういうことを言われたのであります。しかるに、本法案は五月六日に参議院に提出されまして、翌七日に、自由党も含めて全会一致でこれが通過をいたしまして、しかして衆議院に送付されたところの法案であるのであります。従つて、この法案が、自由党内において、当時意見がまゝつていなかつたから、この審議が遅れたといふことは、その理由にならないと存するのであります。この法案が衆議院におきまして、本文部委員会における審議が遅れたのは、自由党内部が、五月七日には、うっかりかもしれ

ませんが、いやしくも天下の公党であり、二百八十名を擁しておる自由党が、まゝつていないといふことは、参議院で賛成しておる事実から見ても、公党の面目上いえるものではないと確信をいたすものであります。従つて、かように解するならば、五月七日当時

は、自由党内においても賛成であつたけれども、その後の党利党略その他の関係から、百八十度の転回をいたしました。これに對して異論が生じた。これは一般に言われておりますが、一般に言われることを、私は正当であると信ぜざるを得ないのであります。従つて、この教育委員会法の、十一月までに市町村に教育委員会をつくるという

ようなことは、客観情勢上、また事実上、あり得ないことでもあります。従つて一年間延期をする、しかも参議院では賛成をしておつた。どうしてこれに自由党が躊躇をし、悪辣な遅延策を講じておるかという、教員組合に對する対策を考えるからであります。岡谷氏は先ほど、この教員組合の特例法の一年延期が、委員会法の一年延期と一

緒になつておるから、われわれは賛成できないと申されましたが、この教育委員会と教職員特例法によるところの府県を主体とする教職員組合とは、地方公務員法が昨年制定されたときの関係からして、不可分の関係にあるのであります。従つて、内閣においてこの点を一緒に延期に持つて参つたのは正当であります。従つて、自由党の方におきまして、この教員組合に五月十日以後は法的の根拠を与えないために、しかして近く控える総選挙に際して、この教員組合に恐れをなしたかどうか知りませんが、その教員組合の団体交

渉権その他の組織体を弱めんがためになした陰謀であると考えざるを得ないのであります。かような点からして、自由党内部における関係から、委員長はこの法案を文部委員会の審議にかけることができなかったという状態にあるのであります。われわれはこの法案につきまして、自由党内に對する批判はできないのであります。従つて、われわれがここに委員長に對して強力にこの上程を迫り、この審議を早くやり、そしてこれを終結いたしたいと望んでゐるにかかわらず、自由党の私的の力によつて委員長の権限が弱められておる。しかしながら、委員長がこれを押えて、公平無私に、はえあるこの衆議院の文部委員会の運行為でき

ない長のもとに審議をやることは絶対できないのであります。また自由党の諸君は、一昨日からよく内容についての審議を始めたのであります。しかしその言うところは、すべて教職員組合に對するいろいろの問題にあるのであります。教育委員会法をいかにしてやるか、いかなる運用において日本の文教政策を確立するかという大方針は、少しもないのであります。われわれは、日本の文教政策は、政党政派を超越して、真に日本の国情に沿う文教政策を確立しなければならぬ、いやしくも一党の党利党略によつてこれを云々せらるべきではない、かような立場において、われわれは真にこの教育委員会法と義務教育費国庫負担法の問題については、重大なる決意をもつてこの委員会に臨んでおるのであります。従つて、五月十日にこの法案は衆議院を通過しまし

て、来年の五月までにつつばなるとこの教育委員会をつくりまして、そして日本の文教振作をやらなければならぬ客観情勢がここにある。一昨日の文部大臣の私に對する答弁におきまして、文部委員会のこの区域の問題、

〔若林委員長代理退席、岡谷委員長代理補席〕それから文部委員会の構成の問題、こ

ういふ問題についても、教育審議会の議を経て、そして独立後のりつばな日本の文教政策を確立するために一年間延ばすんだということを、一昨日答弁になったことは、自由党の委員の各位もよくお聞きのことと存するのであります。

かような情勢にありますところのこの法案において、もう一つつけ加えますならば、天野文部大臣は、内閣の全部の賛成によつてこの法案を提出しておる。しかして、この法案の審議が遅れておるから、吉田総理大臣にもその促進方を願ひました。従つて、現在も閣僚のうち一人もこれに對して反対の方はないといふことを、本委員会において天野大臣が答弁をいたされておるのであります。かような情勢にありましますところのこの法案を、本日審議をせずして、義務教育費国庫負担法案に對して自由党の骨抜き修正案が出たからといつて、これをききようやろうとこの法案をあともわしにしようといふ委員長は、何と申しまして、われわれは信任できないのであります。○岡谷委員長代理 若林義孝君。○若林委員 委員長が義務教育費国庫負担法案を上程することを宣言せられ

た瞬間、問髪を入れず、委員長不信任の動議が提出せられたのであります。また各委員のこれに關するところの賛成討論が出たのであります。私、謙虚な気持ちで、各賛成討論を拝聴いたしておつたのであります。委員各位の御心情は十分わかるのでござい

ます。なお岡谷委員から、これに對する反対討論がございまして、また岡谷委員の委員長信任に對する真情を語る述べられましたことにも、おそらく野党のこの不信任案を提出されました委員各位といえども、首肯せられるところだと考えるのであります。

しかし、考えてみますのに、委員長が教育委員会法の改正案を今日だけあ

とにまわしたのであります。今日の議題としては、義務教育費国庫負担法案を上程するという決意に基いたわけである。義務教育費国庫負担法案は、野党の諸君も、すでに修正案を提出せられておるごとく、刻下の急務であり、相当輿論も關心を持つておる法案であります。それが劣らざるところの關心を寄せられておるところの法案が、この義務教育費国庫負担法である。しかも会期は迫つておるとき、教育委員会法は衆議院において議決するならば、ただちにできるわけでありま

ますが、とにかく義務教育費国庫負担法については、歴史的に一步を踏み出す大法案であるのでありまして、これを一刻も早く上程をして参議院にまわすというこの委員長の御真意こそ、文化国家として日本が発足しようとするとき、私はとるべき当然の態度であると考えるのであります。また日ごろ私におつき合ひになつておるときにでも、委員長は、私たち大勢おつき合ひを申し上げておるのであります。決して今日野党諸君から不信任案を提出せられるような方ではないのであります。おそろく野党の諸君も、不本意ながら、いわゆる党できめられまして、教育委員会法案を先にやつて、そして義務教育費国庫負担法案をあとにまわすと言ふならば、義務教育費国庫負担法案の結論を早く出すだろ、結論が党で出ないのを促進して下さる御好意ある心持から、教育委員会法案を先へという意味の態度であらうと思ふのであります。決して心からの不信任にあらずして、義務教育費国庫負担法案を早く上程するというこの御好意からの不信任であると私は考えるのであります。

いずれにいたしましても、この義務教育費国庫負担法案あるいは教育委員会法案にいかんにかんして、与野党ひいては参議院にたいして敬意を表しつつ感謝しておるところでございます。私は今日この誠意ある上程ぶりに對して、不信任を出された野党の諸君の教育を思ふ真心にも、限りなき敬意を表するものであります。まあ私たちとして、義務教育費国庫負担法案が、今申しましたように一刻を争うものでありますので、私たちは今日まで委員長の御好意にたいしては、信任の理由にこそなれ、不信任の理由には何らならないことを明言いたしまして、ただいま御提出の委員長不信任案に對しては、絶対反対、委員長絶対信任の意思を表明する次第でございます。

○田淵委員 議事進行について——委員長不信任の動議が出されて、野党からも賛成の討論があり、与党からも反対の討論が終つたのであります。この際、参議院に送り込んで法案を会期中に成立させようとするならば、一秒一刻を争う問題であります。討論は十分尽きておりますから、ここで討論を打ち切り、ただちにこの動議を採決されることを望みます。

ますので、私たちは今日まで委員長の御好意にたいしては、信任の理由にこそなれ、不信任の理由には何らならないことを明言いたしまして、ただいま御提出の委員長不信任案に對しては、絶対反対、委員長絶対信任の意思を表明する次第でございます。

○田淵委員 議事進行について——委員長不信任の動議が出されて、野党からも賛成の討論があり、与党からも反対の討論が終つたのであります。この際、参議院に送り込んで法案を会期中に成立させようとするならば、一秒一刻を争う問題であります。討論は十分尽きておりますから、ここで討論を打ち切り、ただちにこの動議を採決されることを望みます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

の他発言するものあり。動議を採決いたします。(「違ふ」と呼び、その他発言する者あり)賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 暫時休憩をいたします。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

を打ち切るに御異議ございませんか。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

児童及び生徒の使用する教科用圖書の購入並びにこれらの児童及び生徒のための学校給食に要する経費について、それぞれ、その全額を負担する。

○教職員給与費の総額

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 賛成の諸君の起立を求めます。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、一学校について一人とする。

は、一学校について一人とする。但し、小学校及び中学校にあつては児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えることに一人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては小学校、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとする。

四 寮母の数は、盲学校及びろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数にそれぞれ五分の一を乗じた員数とする。

五 結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数(以下この条中「基準教員数」という。)に百分の二七を乗じた員数とする。

六 庶前席後の休職中の教員及び寮母の数は、基準教員数に百分の一・三を乗じた員数とする。

七 事務職員(事務職員)の数は、小学校、中学校及び幼稚園にあつては一学校について一人とし、小学校及び中学校の児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えることに一人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては一学校について一人とし、小学校、中学部及び高等部の理論学級の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとし、高等学校にあつては生徒数二百人までは四人と

し、生徒数二百人を超える場合は、百八十人までを加えることに二人を加算するものとする。

2 前項の理論学級数は、左の各号に定めるところによる。

一 小学校及び中学校にあつては、各学年の児童数又は生徒数を四十五で除し、端数を上に切り上げた数の合計数とする。

二 盲学校及びろう学校にあつては、小学部については各学年の児童数を六で除し、端数を上に切り上げた数の合計数とし、中学部及び高等部については各学年の生徒数を十で除し、端数を上に切り上げた数のそれぞれの合計数とする。

3 前二項の規定の適用については、一 分校は、一学校とみなし、第一項第一号の規定の適用については、盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ、一学校とみなす。

(教職員給与費の平均単価)
第四条 教職員給与費の平均単価は、毎年度、全国の公立の学校の教員、寮母及び事務職員(以下「教職員」という。)について、国立学校のこれに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒地手当、石炭手当、退職手当、退職年金、退職一時金、死亡一時金及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれを教職員一人当りの平均単価を合算した額に旅費の単価八千円を加算した額とする。この場合において、その算出された給料の平均単価の額が現に受けている給料の一人当りの平均単価の額を下るときは、現に受けている給料の平均単価の額を当該算出された給料の平均単価の額とする。

時金、死亡一時金及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれを教職員一人当りの平均単価を合算した額に旅費の単価八千円を加算した額とする。この場合において、その算出された給料の平均単価の額が現に受けている給料の一人当りの平均単価の額を下るときは、現に受けている給料の平均単価の額を当該算出された給料の平均単価の額とする。

2 前項の教職員給与費の平均単価は、小学校の教員、中学校の教員、高等学校の教員、盲学校及びろう学校の教員(寮母を含む)、幼稚園の教員、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の事務職員並びに高等学校の事務職員ごとに算出するものとする。

(教材費の総額)
第五条 第二条第一項の教材費の総額は、第三条第一項の規定により算出された教職員給与費の総額に百分の十五を乗じた額とする。

第六条 第二条第一項の学校の校舎の建設事業費の総額は、毎年度、二万八千円に左の各号に定めるところにより算出された学校の校舎の総坪数の三十分の一に相当する坪数を乗じた額とする。

一 小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の小学校の児童数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一・六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の中学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 高等学校の校舎については、二・五坪に全国の公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数と〇・二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

四 盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部の児童数及び生徒数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

五 幼稚園の校舎については、一・五坪に全国の公立の幼稚園の幼児数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

(職災復旧費及び災害復旧費の国の負担割合)
第七条 国は、地方公共団体に対し、その設置する学校の職災復旧及び災害復旧に要する経費について、それぞれ、その五分の四を負担する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二条から第七条まで及び附則第七項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十七年年度に限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の規定にかかわらず、各地方公共団体の負担に係る小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の教職員に係る教育費に関する基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)の算定については、附則第三項から附則第五項までに定めるところによる。

3 各地方公共団体の基準財政需要額は、小学校にあつては十三万六千九百四十円、中学校にあつては十四万二千三百二十四円、高等学校にあつては十六万三千九百八十四円、盲学校及びろう学校にあつては十四万一千七百二十四円、幼稚園にあつては十一万二千九百二十四円、勤務手当、特殊勤務手当、寒地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の単価八千円を加算してそれぞれを乗じた額に教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価に、都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある公立の小学校及び中学校、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の設置する学校数

別表 第二

課程の種類		定時制 の課程	夜間 の課程	を 除 く
週当たり授 業総時数 (第一欄) 基礎とな る教諭、助 教諭又は 講師の 数(第二欄) 第二欄の 教諭、助 教諭又は 講師の 数を補正し た数(第三欄)	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の 数に計算すべき員数	三百時間 以下 週当たり授 業総時数 を十五で 除した数 第二欄の 数が十九 をこえ二 十二以下 のときは 二十二	三百一 時 間 以上 週当たり授 業総時数 を十八で 除した数 第二欄の 数が十九 をこえ二 十二以下 のときは 二十二	一人 二人 二人
		第二欄の 数が十九 以下のと きは 二十一	第二欄の 数が十九 以下のと きは 二十一	
		第二欄の 数が十九 をこえ二 十二以下 のときは 二十二	第二欄の 数が十九 をこえ二 十二以下 のときは 二十二	

別表 第三

課程の種類		通常 の課程	夜間 の課程
生徒数 基礎となる 教諭、助教 諭又は講師 の数(第一欄) 第二欄の教諭、助 教諭又は講師の 数を補正した数 (第三欄)	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の 数に計算すべき員数	三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八	三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八
		三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八	三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八
		三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八	三百人 以下 生徒数に百 分の四・七 を乗じた員 数 第二欄の数が 十五以下 のときは 十八

以上	数	第二欄の数が二十四をこえ二十六以下のときは二十六人

別表
第四[illegible]

○松本(七)委員 義務教育費国庫負担法案につきまして、ただいま委員長から申されましたように、われ／＼修正案を提出いたしましたので、その趣旨弁明を私よりいたしたいと思ひます。たいへん長くなりますので、なるべく要点だけにとどめたいと存じます。その内容はこのまま速記録にとどめていただくことにいたしまして、私は要点をかいつままで申し上げたいと思ひますが、案を読み上げることは省略させていただきます。

私どもがこの義務教育費国庫負担法案の審議にあたりましてとつて参りました態度は、せつかくこういつた何となくして義務教育費を確保して行こうという趣旨から、できるだけこういうものが大幅に認められるという観点から、少々不満はありましても、早くこういうものを成立させたいという希望であつたわけでございます。そういう観点からわざ／＼地方行政委員会とも連合審査をいたしますし、それから提案者

の教諭、助 は講師の教	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合
の教諭、助 は講師の教	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合
の教諭、助 は講師の教	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合
の教諭、助 は講師の教	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合
の数が十五 ときは	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合
十七人	第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教に加算すべき員数	農業及び水産に関する学課を置く場合	工業、商業その他の専門学科（農業及び水産）に関する学課を除く）を置く場合

に対しては、詳細にわたつた質疑応答を繰返して来たわけでございまして、その提案者の意向というものもよくわかつたのであります。ただ今日までの審議の経過からいたしますと、先ほど委員長も申されましたように、提出者自身から再び修正案が出されたわけでございします。その修正案についても、われ／＼はこの義務教育費を何らかの形で確保する、一歩前進の姿を少しでも現わすことに、できるだけの協力をしたという気持であつたのでございします。が、提案者のお言葉を——非公式なお言葉ですが、卵のきみ、しろみをすつてしまつて、からだだけのものができそうだというお言葉もありましたので、われ／＼としては、そういうふうな結末につくのであるならば、これは残念ながら認めるわけにいかない。この際もう少し徹底したものを出したいということ、研究を進めて参つてくださったのが、ただいま提出いたしました修正案なのでございます。

この修正案のおもな点は、まずこの原案では義務教育費だけに限つておるわけでございますが、私どもは、やはり高等学校、幼稚園を含んだところの教育費を、できるだけ国庫で負担して行こう、この点がかつておるわけでございます。それら対象となりますところの教育費が、原案では入つておりませんが、私どもは、どうしても義務教育の無償促進という建前から、教科書、給食費、そういうものをこれに含めて行こうという考えに基いておるわけでございます。それから国の負担金につきましても、原案では二分の一になつておりましたが、私どもは無償促進費は、もちろん読んで字のごとくこれは全額でございますが、その他のものにつきましても、五分の四だけの負担をしようというわけでございます。その他教職員給与の問題、そういう点につきましても、科学的に検討した根拠に基づきまして、それ／＼相当な幅な修正を試みたわけでございます。

その他校長あるいは養護教諭、こういう者はどんな小さな学校でも、一人は必ずいなければならぬ。そういう今の学校教育の実情に即した修正を試みたわけでございます。給与単価につきましても、やはり現在の実際の給与を、下まわらないように、そうして現在の諸情勢に適応できるような根拠に基いてこれをきめるべきであるという観点から、修正をいたしておるわけでございます。

大体おもな項目だけをあげますれば、そういう点に尽きるのでございますが、あとこまかいところは、お手元には差上げてございますが、案文についてごらんをいただきたい。なおそれについてのいろいろ御疑念がございますならば、御質問をいただきますして、お答えさせていただきますにしたいと思います。ですが、私どものこの真意を御了解くださらないと、多敷御賛成くださらんことをお願いいたします、私の趣旨弁明を終る次第でございます。

○竹居委員長 次に若林義孝君より提出されました修正案の趣旨弁明を求めます。若林義孝君。

義務教育費国庫負担法案に対する修正案

次のように修正する。

第一条中「負担すること等により、」に改める。

第二条の見出しを「教職員給与費の国庫負担」に改め、同条第一項中「毎年度、」の下に「各都道府県ごと」に、を加え「教職員給与費及び教材費について、それぞれ、その総額の二分の一を下らない額」を「市(特別区を含む)町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校教職員給与負担法」(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与(以下「教職員給与費」という。)並びに都道府県立の盲学校及びろう学

○竹尾委員長 次に若林義孝君より提出されました修正案の趣旨弁明を求めます。若林義孝君。

義務教育費国庫負担法案に対する修正案

義務教育費国庫負担法案の一部を
のように修正する。

第一条中「負担すること等により、」を「負担することにより、」に改める。

第二条の見出しを「教職員給与費の国庫負担」に改め、同条第一項中「毎年度」の下に「各都道府県ごとに」を加え「教職員給与費及び教材に」を加へ、それぞれ、その総額の二分の一を下らない額を「市特別区を含む」町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校教職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（以下「教職員給与費」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校

校に係る教職員給与費について、その実支出額の二分の一に改める。

第二条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定めることができる。

第三条を次のように改め、第四条及び第五条を削る。

(教材費の国庫負担)

第三条 国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2 前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第一項を次のように改め、附則第二項から附則第九項までを削る。

1 この法律の施行期日は、政令で定める。

附則第十項中「地方財政法」の下に「(昭和二十三年法律第九号)」を加え、同項中地方財政法第五条の改正規定を削り、同項を附則第二項とする。

別表第一、別表第二及び別表第三を削る。

○若林委員 ただいま上程になりました義務教育費国庫負担法案に対する修正案につきまして、その骨子及び提案理由を御説明申し上げます。

案文はお手元に差出したようなものでありますが、速記録にとどめていた

だいて、朗読を省略したいと思っております。

まず第一に、憲法上の重要な国民の権利であり義務である義務教育について、国が明確にその財政上の責任を負うという大原則にのっとり、国は、各都道府県の教職員給与費について、その実際の支出額の二分の一を負担する趣旨を明らかにいたしております。なお、この場合、国が各都道府県の教職員給与費について無制限に半額を負担することが、財政上困難な場合も予想されますので、都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は政令で定めることができることにしたのであります。

第二に、教材費につきましては、これが従来の国庫負担制度にかつてなかつた新しい構想でありますので、国家財政との調整をはかる必要もあり、今回は国がその一部を負担するという原則を明らかにするとともに、児童、生徒一人当りの国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令に譲つたのであります。

第三に、学校の校舎の建設事業費並びに被災及び災害復旧費につきましては、別に措置することとし、この法案からは一応除くことにいたしましたのであります。

第四に、この法案の施行期日につきましては、地方税制度の改正が予想されておりますので、昭和二十八年年度を目標としておりますが、地方税制度の改正とも関連するという意味で、一応政令で定めることとしたのであります。

第五に、昭和二十七年年度における義務教育費の算定基準に関する平衡交付

金法の特例は、削除することにいたしました。

以上がこの修正案の骨子であります。が、難航を続けた義務教育費国庫負担法案は、関係各省の意見が十分調整されなかつた点もあり、今回はこの程度にとどめ、他日を期してその完成に邁進したいと考えて次第であります。なお、この程度では、御不満もあることと思ひますが、この際教育財政確立への第一歩を築いたものとして教育史上画期的な意義を有するものと考えては、これらの事情を十分御察の上、何とぞこの修正案に御賛成くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 ただいまの両修正案につきまして、質疑の通告がありますので、これを許します。

○小林(信)委員 議事進行について……今野党の方からも、この内容につきまして非常に検討した修正案が出たわけであります。さらに与党の方からも、提案者が再び修正案の提案者になつて出られたわけでありますが、これもまた内容に非常に大きな動揺があるものであります。われわれはここですぐに審議に入ることには、内容等から検討いたしました上で、非常にむづかしいのであります。よつて、本日はこれで打ち切りにして、十分今晚勉強させていただきます。これは与党の諸君も、われわれの提出しました修正案をごらんになるとわかりますように、非常に複雑なものであります。以上の点からして、ぜひとも審議は明日に移されるようにお願いいたします。

○竹尾委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○竹尾委員長 速記を始めて。ただいまの議事進行の発言は正式の動議として採決いたします。ただいま提出されました小林信一君の動議、すなわちもう一日延ばしてもいいという動議に対して反対の方は御起立をお願いします。

〔反対者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつてただいま小林信一君より提出されました動議は否決されました。本修正案に対する質疑の通告がございますので、これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 若林委員から御説明になりました修正案は、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を、政令で定めるというお話であります。またそういうふうになつておるのでございますが、政令でそういうものを定めるといふのは、一体どういう程度のことを考へておられるのか、政令でどの程度のものを定めようとするのか、そのお気持ちを伺いたい。

○若林委員 原案におきましては、すでに御存じの通り、平衡交付金の制度の精神にのつとて配分をするという精神であつたのであります。修正案におきましては、提案理由の説明にも申しましたように、地方税制度の改革が予想されておりますので、その予想せられておられますところにかんがみまして、平衡交付金制度の精神による配分によらずして、全額の二分の一を各府県平等に現在の実情から二分の一を下まわらないという精神で配分をしようとするものであります。それはただいま申し上げましたように、地方税制度の改革とらみ合う必要がございますので、政令に譲つた次第であります。

○岡(延)委員 議事進行について、誤解のないように皆様の心構えとして申し上げます。と申しますのは、この修正案の提出というものは、法案に対する質疑が終つたあとで持ち出すのが普通でございます。これに対する質疑というものは、きわめて異例でございます。修正案が出た場合に、修正案に対して質疑することができるといふことの消極的規定がある次第でございます。でございますから、この修正案に対して質疑を行うということそのこと自体が、われわれが多数でもつて横暴にやるといふようなことを言われまうけれども、非常に民主的な運営をやつていふというこの証拠でございますから、そういう心構えのもとに質疑を続けていただきたい。

○松本(七)委員 最高限度を政令で定める場合に、どの程度のものを御希望されておられるかということでありまして、若林委員 現在やつております各都道府県の実績を中心として、二分の一ということを予想いたしております。

○松本(七)委員 そうすると、現在の各都道府県の実績を下まわらないようにその最高限度をきめる、こういう意味ですか。

○若林委員 さようでございます。

○松本(七)委員 そうしますと、非常に高いところがあるわけですね。その最高限度をそこできめて、ずっと低いところはあると引上げられるということになりますか。

○若林委員 地方の自主性にかんがみ

まして、その地方の実情を根拠に入れた考慮されると思います。

○松本(七)委員 そこで、その最高限度を高いものできめた場合に、低いところは、うんと引上げられることになるかという点を聞きたいのです。

○若林委員 引上げることが可能であります。

○松本(七)委員 それからこの修正案によると、施行期日を政令で定めることになつておりますが、政令で施行期日をきめると、いつになつて実現するか、さつぱりわからぬという不安が非常にありますが、その点はどうですか。

○若林委員 提案理由の説明にもございますように二十八年度を目ざしているのですが、地方税制の改革が予想せられ、これが実現を見ることが相伴うて行われることと思ひます。しかし極力二十八年度から実施するという気持で政令で定めるところになつております。事実その根拠となつて地方税制改革が相伴うて想定せられておりますので、ここに「政令で定める。」としたのであります。

○松本(七)委員 そうしますと、地方税制改革の結末がつくまでは、実施の見込みはないというふうに考えていいのですか。

○若林委員 逆にいきますならば、そういうふうに御解釈になると思ひますが、政府といたしましては、二十八年度を目ざしまして地方税制改革の準備を整えておりますので、それと相伴うて行くことになつております。

○松本(七)委員 政府がそういう計画であるならば、原案通り二十八年度からこれをやると、はつきり指定するの

が、ほんとうじやないかと思ふので

○若林委員 それと相伴うことを精神といたしまして、提案者といつたしまして、今日この案をまとめますのに、相当苦心をいたしたのであります。この案が円満なる妥結を見ます上の一の手段としてこの表現方法をとるのと賢明なりと心得ましたので「政令で定める。」といつたのであります。

○竹尾委員 次に、渡部君。

○渡部委員 第一に給与の実績の二分の一を国家が負担するということが、最高限度が政令によつて規定されてしまふことによつて、實際上規定されてしまふことによつて、地方において義務教育の内容の充実をはかる場合に必要経費を支出した場合に、国家が最高限度を規定してしまつてゐるならば、その充実を地方的に強化することが不可能になりはしないか、この点をどういうふうにかえておられるか。

○若林委員 今日行つております実質というものを、基本として考えておるのであります。各地方とのバランスもあり、また他の公務員とのバランスもあると思ひますので、これだけを特異に取扱ふことには行かぬと思ふのであります。とにかく一応国家の財政力というものとにらみ合せまして、無制限にこれを認めるということは、他の貧窮町村への影響するところもあるものでありますから、その妥当な線を政令で定めようと思ひます。しかしながら、他の同じ地方におきまふ公務員とのバランスもあると考へますので、それらとにらみ合せて、妥当な線をもつて政令で定めようと思ひます。

○若林委員 原案におきましては、ひとまず平衡交付金の精神を生かす、それに基礎を置くという配分の方法であつたのであります。これに対しては、現在におきましても、平衡交付金全体に対して相当の論議があるものであります。中央集権その他の懸念を抱かせるおそれがあるのであります。今度の修正案におきましては、支出の二分の一ということになつておられますので、中央において政治的な勘案が加わりにくい行き方にかえて参つた次第であります。

○渡部委員 教材費の点であります。教材費が、原案では教員給与費の十分の一というふうになつてゐるが、今度の修正案においては、算定の標準がいろいろかわつてゐるばかりでなく、「二部を負担する」というふうな、漠然とした形で出ておるところに、教材費の支出を自由に削減する余地が残されておる。そうであつては、せつかく教材費を確保しようという原案の趣旨が、この場合非常に弱められてしまふ。なぜ原案の根拠が失われて、新しい修正案が提出されなければならなかつたのか。同じ提案者が、どういう考への変化から、こういうふうな内容を修正されたのか、この点をお伺ひしたい。

○若林委員 原案におきましては、教員給与費の十分の一を教材費に充て、その二分の一を国庫が負担するという精神になつておつたのは御承知の通りであります。これは各方面に相当難点があつたのであります。しかし現在の実績から考えまして、昨年、また一昨年の実績から考えまして、ちようど今日充てられております教材費の率、給与費の十分の一に該当するものでありますから、算定方式をさうにとつた次第なのであります。ところが、これに対する異論が相当ございます。ベース・アップその他によつて、国家の財政の現状から考えまして、非常に危惧の念を抱く方面もあるのであります。そこで大体三分の一、いわゆる三十億を下る程度においてこれを算定する基礎を定める、こういう精神がこの修正案に盛つた精神でございまして、大体平均いたしまして児童、生徒一人当たり二百円を想定いたしますと三十二、三億になるということになります。これはまだ厳密な計数は出ておりませんが、大体三分の一を下らざる限度という見通しのもとで、修正案ができておる次第でございます。

○渡部委員 今説明された内容が、すなわち教材費の三分の一、三十億を下らざるものを基礎とするということが政令によつて確保されるという保障はあります。

○若林委員 十分折衝をいたして、見通しはついております。

○渡部委員 次に、校舎の建築費及び復旧費であります。これが原案では、起債によるということになつておるのに、ここでは別に措置するといふことになつておるが、別に措置するといふことはどういう方法によつて措置するのか。またそれが措置された結果が、原案において法律的に規定された結果と、効力において同じような内容が実現されておるかどうかという点についての見解を承りたい。

○若林委員 これは、地方財政法の起債の部面におきまして、十分原案に盛り込まれました精神に基いて、充たされることになつておるのであります。しかしながら、原案に明示いたしましたような金額になる、ならぬは、これからの関係者の努力が相当いふところなのであります。現在、一、二、三の建築補助費にいたしまして、法律によらずして政令で行われておるわけでありまして、そういう意味で、この点地方財政法の根拠に基きまして確保に努力いたしたい、こう考へております。

○渡部委員 今日まで法律によらないで行われて来たところに、いろいろ校舎の建築費や復旧が実現できなかった問題があり、この問題を解決するため、こゝそ、起債の問題等が取上げられておつたはずだと思ふ。そういうことの保障のために、起債が法律的に取上げられたものが、今ここで法律的な根拠を失ふということになれば、依然として同じ結果が来るのではないか。これについての方法と見通しを、確実に述べてもらいたい。

○若林委員 ただいまの御説は、われわれ提案者といつたしまして同感でございます。そこで、この点相当折衝を重ねたのであります。今日、この法案から削除されるのでありますけれども、かわつて先ほど申しましたように、老

なると思ふのであります。従つて御懸念になるようなことはないと思ひます。

○渡部委員 原案との差異は、最高限度を政令で定めようという点にあるわけですが、なぜこういうふうな原案を改正する必要があるのか、この点についての修正案提出者の御意見を伺ひたい。

○若林委員 原案におきましては、ひとまず平衡交付金の精神を生かす、それに基礎を置くという配分の方法であつたのであります。これに対しては、現在におきましても、平衡交付金全体に対して相当の論議があるものであります。中央集権その他の懸念を抱かせるおそれがあるのであります。今度の修正案におきましては、支出の二分の一ということになつておられますので、中央において政治的な勘案が加わりにくい行き方にかえて参つた次第であります。

○渡部委員 教材費の点であります。教材費が、原案では教員給与費の十分の一というふうになつてゐるが、今度の修正案においては、算定の標準がいろいろかわつてゐるばかりでなく、「二部を負担する」というふうな、漠然とした形で出ておるところに、教材費の支出を自由に削減する余地が残されておる。そうであつては、せつかく教材費を確保しようという原案の趣旨が、この場合非常に弱められてしまふ。なぜ原案の根拠が失われて、新しい修正案が提出されなければならなかつたのか。同じ提案者が、どういう考への変化から、こういうふうな内容を修正されたのか、この点をお伺ひしたい。

○若林委員 十分折衝をいたして、見通しはついております。

○渡部委員 次に、校舎の建築費及び復旧費であります。これが原案では、起債によるということになつておるのに、ここでは別に措置するといふことになつておるが、別に措置するといふことはどういう方法によつて措置するのか。またそれが措置された結果が、原案において法律的に規定された結果と、効力において同じような内容が実現されておるかどうかという点についての見解を承りたい。

○若林委員 これは、地方財政法の起債の部面におきまして、十分原案に盛り込まれました精神に基いて、充たされることになつておるのであります。しかしながら、原案に明示いたしましたような金額になる、ならぬは、これからの関係者の努力が相当いふところなのであります。現在、一、二、三の建築補助費にいたしまして、法律によらずして政令で行われておるわけでありまして、そういう意味で、この点地方財政法の根拠に基きまして確保に努力いたしたい、こう考へております。

○渡部委員 今日まで法律によらないで行われて来たところに、いろいろ校舎の建築費や復旧が実現できなかった問題があり、この問題を解決するため、こゝそ、起債の問題等が取上げられておつたはずだと思ふ。そういうことの保障のために、起債が法律的に取上げられたものが、今ここで法律的な根拠を失ふということになれば、依然として同じ結果が来るのではないか。これについての方法と見通しを、確実に述べてもらいたい。

○若林委員 ただいまの御説は、われわれ提案者といつたしまして同感でございます。そこで、この点相当折衝を重ねたのであります。今日、この法案から削除されるのでありますけれども、かわつて先ほど申しましたように、老

教員数の確保の問題であります。原
等でも、その点は詳細御検討になら
まして、産休の補助職員がどうして

必要である、病欠、事故欠の補充が必要である、また事務職員が必要であるというところを、こまかく検討なさつておられたようでありますが、そういうものも当然織り込んだ支出額であるか。あるいは問題になりましたように、教員の俸給は一般公務員よりも三百七十五円高い、しかしこれについては何かの方がどういふ御意見を持つておられても、とにかく教育に關係して今日までいろいろ検討して参つた委員会としては、教員の一般公務員よりも高い点は——高いか安いかにいふ点は、今のところはつきりしておらないのです、高いと称されるならば、その高いというところは、当然教職員にあり得べきであるという結論を持つておるわけであります。そういう点も御了解の上で、これを考へておられるかどうか。しかし、考へておられても、考へておるといふことだけでは、この法律案の内容からして、非常に微力なんです。それがはたして確保できるかどうかという点についての見通しというものが、必要だと思ひますが、そういう点につきましても、關係するところに了解を得ておられるかどうか、詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○若林委員 今の御質問は、この法案全体にわたります心臓部をつく名質問だと私は思ひます。前の原案で申しましたならば、相当詳しく細目にわたり規定したものであります、今度のものは、それも基礎となつてはおるのではありません、先ほど申し上げましたように、地方の自主性に基いて實際支出せられたものについて、二分の一をいふことになつておりますから、この点は、原案よりも、より進

歩をしてゐるのではないかと考へております。實際支出せられておりますものの二分の一を下らない額、そういうことになつております。この点は、きつめて重要な箇所でございますので、關係方面とも打合せをいたして、了解済みであることを、御了承願ひたいと思ひます。

○小林(信)委員 今の若林委員の御説明が、ほんとうに信頼できるものであらば、私はこういう表現は使わないうと思ひます。今までの実情から考へて、教員数は確保できないのであります。その教員数を確保することが、目下の急務なんです。またこれに対する給与も、原案におきましては、りつぱに旅費等が幾ら／＼と計上されておつたのです。このようなものは、やはり法律でもつて制定してやらなければ、完全に支給されない状況なんです。これを、より進歩だと思ひしやい、私に、当然さういふ内容を網羅して正しく法律に規定してこそ、初めて良心的な法案になるのではないかと、思ひます。ただいまの御説明を承ると、できるとおつしやいますが、私はあぶないものだと思ひます。

もう一つ、進歩であるという説明で問題が出て参りますのは、その府県で實際支出しておる半額を負担するのだというお話なんです、しかし、平衡交付金制度の内容から、私たちが考へておかなければならぬのは、どこ／＼の府県へは半分ずつ渡すというのではなくて、全国の半額を国家が負担する。これを今度は、貧しい県にはよけにやるとか、財政のゆたかな県へは少くやるとか、いふふうなあんばいをして、初めて少い予算の中で、教育

の機会均等という仕事ができつつたわけなんです。今のような考へで参りますと、第一条に大きく掲げてある教育の機会均等ということや、また憲法にも明示されてゐる問題に、かえつて逆行するのではないかと考へられるのですが、この点いかがでございますか。

○若林委員 この点に關しましては、二分の一を國庫が負担いたしましたして、他は——平衡交付金はどういふふうな精神で残るか、今日のところ予想はできませんけれども、現在の精神で、平衡交付金制度で一部も残るといたしますならば、その部面におきまして、より貧弱なる府県市町村には多くまわる、平衡交付金制度で考慮せられることになつております。この点も、先ほど提案理由の説明の中で申しましたように、地方税制度の改革に伴つて、平衡交付金の精神も、幾分影響を受けることだと考へるのであります、この点地方財政の強化を根幹として、地方税制の改革が企図せられることだと思ひますから、いかに改革をされましようとも、地方財政を圧迫しない程度に平衡交付金で考慮せられることに、打合せができておる次第であります。

○小林(信)委員 だん／＼御答弁が、まことに納得の行かないやうになつて行くのですが……(質問も悪いからだ)と呼ぶ者あり)はつきりしないので、質問も悪くなるのですが——実支出額、これは結局、ここに文部省の方もおいでになるし、考へがあると思ひますから、そちらからお伺ひしてもいいのです。こういう案が通れば、定員、定額というものをやはり縛つて行

かなければならぬ形になるのじやないかと思ひますが、その点はどうですか。

○内藤説明員 実支出額は、都道府県の実績の半額を負担するという原則でございます、従前の國庫負担法と精神は同じなんです。ですから、都道府県で、かかれればかつただけ、幾らでも半分は見る。あとの半分は、昔は配付税で考慮したわけでありましたが、今回は平衡交付金で見られるわけであり、今回は平衡交付金の方で三割なり、四割なりが参る勘定になるわけであり、ただこの場合に、たとえば東京、大阪のように非常に裕福な府県もございまして、現在非常に高い基準を持つておる。その場合に、東京、大阪の基準まで全部を引上げるかどうかという点は、若干問題があると思ひます。その場合に、大部分の府県は、ある一定の限度までは引上げが可能であります、東京、大阪といふやうな場合には、多少國庫負担の限界といふものがきめられはせぬか。ですから、この場合でも、できるだけ実績を尊重していただき、いかに考へておるのであります。

○小林(信)委員 ただいま文部省の方からもお話があつたのですが、平衡交付金で一部見るといふことは、これはどこでさういふことが各府県にできるのですか。

あとの二割は平衡交付金で考慮されるわけであり、ですから、平衡交付金と地方税で考慮される。この法案の修正案で残つております最後の条文に、地方財政法の十号第一号の中に義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費はつきり入つておりますので、半分は國、あとの半分は地方で見、地方で見の場合に、足りないときは平衡交付金で補償する、こういう考へ方なのであります。

○小林(信)委員 それは第十條の第一号に次のやうなものを加える、こゝういふうにおつしやつて、これが成立するわけですが、今までの自由党として、提案者の方たちが各省に折衝されておつたことを、私たちもひそかに伺つておつたわけなんです。もしこの法律案が通つたならば、今までのあの過程から考へてみて、はたしてそこまで理解ができて来るかどうか、私は非常に疑問だと思ひます。この点、はたして確信ありやいなや。まあ確信があるとおつしやるだらうと思ひます。しかし、今までの過程では、おそらくもうこれでもつて半額負担しておるのだ、そんなぜいたくは言わせないぞ、こゝういふふうに出て来ることは、火を見るより明らかでござい、さうすれば、かつてこゝういふ法律を出すことによつて、いよ／＼教育財政がきつうくつになつて来る、私たちは心配をするわけなんです。ことに、さうなつて各府県で支出する半額は國庫で見ることになれば、優勝劣敗は明らかでござい、金持ちの県は、教育制度の内容は充実するかも知れぬけれども、貧乏県は、いよいよ教育の内容は貧弱になつて来るおそれがある。こゝういふことで、単に

実支出額の半分と出ていることに、私たちは心配するものがあるのです。それはありませんか。

○内藤説明員 その点は、お話のように、地方財政委員会とは十分話し合つておるのです。地方財政委員会からの希望によつて、この一律半額負担にした。なぜそうしたかと申しますと、この点については、共同の利害がある。あとの半分を地方財政需要の中に入れまさんと、向うの平衡交付金がふえない。これだけ引抜いてしまつと——半分は国、あとの半分を基準財政需要に打込まないと、地方の平衡交付金制度の筋金が半分なくなつてしまいますので、むしろ地方財政委員会からの希望で、この一律半額にしたわけであります。ですから、そういう御心配はないと思ひます。

○小林(信)委員 おつしやることをお聞きしておれば、その通りなんです。が、しかし、なぜ地財委がこの法案をつくることに對して最後まで反対したか。これすら、私たちの聞くとこに、よれば、岡野國務大臣が反対をしたというふうなことで聞いておるのです。それが、こういうことを言つたら必ずいいだらうというのは、あくまでも、こういう法案でも何でも、通したい、通さなければ面子が立たない、というふうな気持ちで私に思ふのです。しかしここで固執的な——若林委員もおつしやるように、大法案と称しておられる。実際そういう大法案そのものからいへば、それがそういう不明朗なところをたくさん持つておつて、はたして教育の機会均等とか、義務教育を無償でやる原則、こういうふうな問題が敢行できるかどうか、私は

非常に疑問に思ふのですが、若林委員に、何か御意見があるようでしたら、お伺ひしたい。

○若林委員 非常にいいところをついていただきましたので、疑義のところから御説明しておけばよかつたと思うのですが、すでに地財委と地方行政委員会との合同審議の際に、地財委当局がこちらに参りまして、平衡交付金制度による原案には反対だけれども、二つの一國庫補助というふうな負担形式ならば賛成であるという御発言があつたわけでありまして、だから、こういう点におきまして、修正案は一步地財委に譲つたのでございまして。この点、然として、地財委のこの法案に対する協力を得ることになつております。それを御報告いたしましたならば、あくまでも反対を続けておると思ふ地財委の状況は、解消されると思ひます。御了承をお願いしたいと思います。

○小林(信)委員 そこで最後にお伺ひしますが、その第二条についての最後で各府県に對して半額の負担をするのかというふうな形にもなるのですが、第二項で「最高限度」というふうな妙なものをくつつけて、また問題をあいまいにしていくわけですか。このところでは、どういう意味でも「最高限度」をつけ加えたのか。以上のような御見解ならば、こういう蛇足をつけ加えなくて、従来の半額國庫負担法の精神をそのまま生かして行つた方がいいと思ふのです。何かこれにつけ加えて、これでもつて相当にあんばいして、地方の実情は無視される。先ほど私が質問しました定員の問題が非常にやかましく

なつて、一・五、一・八というものは、おそろく実現できるとおつしやるかも知れませんが、こういうものは非常に圧縮されて来るのじやないか。ある府県は一・五が一・八、一・八が二・〇になるかも知れませんが、相当の県はこの制限によつて必ず圧縮されて来る。日本の教育というものは、機会均等であつて、ほんとうにばら／＼の教育が出て来るのじやないか、こう思ふのですが、その点の御心配はありませんか。

○内藤説明員 この点につきまして、むしろ低いところは上げられるというところが考えられるのであります。ですから、非常に高いところには、必ずしも二分の一というわけには参らぬかと思ひますが、大部分の府県については、救済の限度がある程度までは引上げになる。しかし、非常に高いところまでは、國庫負担としてはつき合いかねるという事情はあると思ひますが、今お話のように、各府県です／＼アンパランスになるということではなくて、ある程度の妥当な規模までは引上げ可能である。それ以外のものは、國庫負担の對象にはならないかと思ふのであります。が、文部省としては、この点につきましては、できるだけ原案の趣旨を体して交渉したいと思つております。

○小林(信)委員 結局、この「最高限度」という言葉を使つておることは、特別事情のいい府県において、非常な教育費がその府県として支出されておる。従つて、半額國庫負担という形だからというので、半額要求された場合に、最高限度を一応押えて行けば、そういうところには予算がよけいに行かないというふうなことに、表面はなつて

おりますが、お前の県としてはこれくらい教員数でよろしいのだ、あるいはこれくらい標準でいいのだというふうなことが、やはり適用されるのじやないか。ほんとうに最高のものをきめて、高いところだけを削る役目をすめるのか、あるいは一つの標準をこしらえて、定員、定額というふうなものをまた再びこしらえて、各府県とも、それが利用されて押えつけられて行くのじやないか。そうすると、文部省が予算をとつたことによつて、地方には文部省の権限は強化されるけれども、しかし実際にいへば、予算的にはそれによつて非常に拘束されるというふうな形ができて、かえつてこれでは平衡交付金で教育費がまかなわれた方がいんじやないかということも心配されるのですが、この点いかがですか。

○内藤説明員 平衡交付金でも、本年度は法律ではつきり準備をきめてありまして、この前奥野財務課長が御説明画より約五割ないし一〇％くらい削減をしております。むしろ地方では、非常に迷惑に考へておると思ふのであります。が、今度のこの考へ方は、あくまでも地方自治の侵害にならないよう、きめる場合にも実績の二分の一でありまして、地方の自主性に基いて半分がきめられる。しかし、その場合、非常に高いところまではおつき合ひができないから、ある基準をきめなければならぬ。その基準を政令できめることになつたので、決してここで文部省が各府県に予算を査定するといふふうなことはならないと思ふ。ですから、最高限度をどこできめるかという場合に、実績を見て、高いところ

を基準にいたしますならば、低いところはそこまで上げ得ると思ふのでありまして、原案の趣旨を生かしていただくなれば、そういう御心配はないかと思ひますが、そこに多少問題はあると思ひます。私も、あくまでも原案の趣旨を生かしまして、最高限度のところ、実績の高いところに限度をきめていただきたい。かように思つております。

○小林(信)委員 もちろん、それは「政令で定めることができる」といふふうに制限しておるわけで、この政令をどういふふうにか考へておるかということが問題なんです。おそろくこれはあなたもかきで、提案者も、おそろく文部省としても、この提案をするに際して、かく／＼であるといふふうな御見解はないと思ふが、やはりそれほど心配が終生つきまとうものだと、私たち思つております。この法案は、おそろく通つて行くでしょう。そのとき一番心配になるのは、この文字からすれば、ある一定の何億とか何十億とかいふふうなところで切るのでなくて、やはりこれをきめるには、生徒数何人とか、地方の税収入何億とか、基準を幾つ／＼並べて、その生徒数が何人であるから、幾らが妥当であるといふふうなこともつて、きめられて来るのであつて、決して高い東京とか大阪というところだけに適用されるのでなくて、必ずこれはいろいろ／＼な基準がきめられて、地方の教育は、これによつていろいろ／＼制限されて来る。その場合に、はたして原案が意圖しておるようない・五、一・八といふふうな教員数とか、あるいは教員が一般公務員と同じような待遇を確保できるかどうか

か。現在多少でも高い三百七十五円というふうなものが生きて来るかどうか、私は非常に心配に思ふのであります。今お聞きいたしましたも、政令というふうな言葉は、大蔵省とか、地財委等から押しつけられたことであつて、おそらく皆さんの御意図じやないと思う。それだけに私はこの法案の前途に非常に不安を感じるものであります。

さらに、第三条についてお伺いいたしますが、「義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。」とあります。これは単に一人当たり二百円というふうなことでなくて、やはりこれには中学校は幾らとか、小学校は幾らとか、盲学校、ろう学校は幾らとかいうふうな、こまかく学校種別によつて内容は複雑に制定されるのじやないかと思ふのですが、そういうことも御考慮の上でこの「必要な事項は、政令で定める。」ということになつておるのですか、お伺いいたします。

○内藤説明員 教材費については、文部省といたしまして、目下十分検討しております。どういふ教材が小学校の場合にはあるか、どのくらい個数があるかという各教科の教材について検討を加えておるのであります。これは学校の種類別によつて違ひますので、この点について總額をどの程度見積るか、その場合に国庫負担を三分の一にするか、あるいは二分の一にするかという問題は、今後に残された問題であります。学校に必要欠くべからざる教材については、網羅して行きたいと考えておるのであります。

○小林(信)委員 それと同じように、ここには貧弱県とゆつたかな県との考慮はなされませんか、なされませんか。そういう点は、皆さんの御意思通りに行かないのですか、行くのですか、お伺いします。

○内藤説明員 この考え方も、国が義務教育について責任を持つという考え方から、教職員の給与費と同じように、一律に負担して行く。あとの不足分は、先ほど申し上げましたように、平衡交付金と地方税で操作してやる。文部省は一律に配分して、あとの足りない分を平衡交付金で補う、こういうことになりま。

○小林(信)委員 平衡交付金をたいへんたよりにしておるようですが、はたして平衡交付金というものが認められるかどうか疑問で、この二百円というものは、今までの平衡交付金の配分状況から考えれば、やらなくてもいい果があるはずで、そこへもあえてやるのですか。

○内藤説明員 この点は平衡交付金でやらない場合というよりは、むしろ、今この府県でも一裕福な県でも、一様にPTAの寄付金が見え、大半が教材費であります。教材費を国が負担いたしますならば、それだけPTAの寄付金が解消されるでしょう。ですから、足らぬ分は、もちろん一定の限度までは国が見る、あとは交付金やあるいは配付税、何らかの意味の財政調整の機能は必ず残る。平衡交付金がいかに改正されても、必ず残り得ると考えておるのであります。

○小林(信)委員 どうもこの三条に該当する原案を考えてみますときは、大体今まで父兄が負担をしてくれたその教材費を、なるべく一文も負担をかけるまいというふうな御意思で、非常に父兄の諸君を喜ばせておつたわけですが、今回ここに修正されて来たものは、内容が漠然としておつて、今お聞きするところでは、三分の一になるか二分の一になるかわからぬ。しかも、それは一人当たり二百円程度が支給される、そうすれば三十二億で、三分の一なら十億、これを一応自分たちも主張したのだ、ないよりある方がよいという最近の自由党の御主張で、この点もやはりやつて来たのだと、こう思ふのです。その十億くらいの教材費は、やはり各府県とも同じように父兄が負担しているの、同じように犠牲になつておるのだから、当然わけなければならぬというふうな考え、これ正しいかもしれませんが、しかし、今の事実から考えて参りますときに、農村、僻村、こういう所の学校は、都会の子供に比べて教材費が非常に問題になるわけなんです。負担はされておると申しますけれども、ほんとうに必要なものに限つてのみであつて、この教材費が今六・三教育の死活の問題になつておるわけなんです。加うるに、教育地方財政は今非常に苦しい状態にあるので、この教材費が実は今回の自由党諸君が御提案になつた義務教育費国庫負担法の一番重大な生命なんです。これをなくしたら、もう自由党諸君の提案された権利を持つておつたものが、かえつてその権利が大きな教育上の重大段階に害毒を流すことになる。こここそ慎重にがんばつてもらわなければならなかつたところなんです、今の御説明等からでは、非常に名目的なもの

になつてしまつて、必ずしもこれは今の地方の窮迫しておる学校の教材費を救済することにはならぬと思ふのです。この段階に至つたということは、この法案審議には何ら意味がないかもしれせんけれども、われわれは若林委員の同僚委員として一応責任を感じるものであるから、今日までの段階をつぶさに御説明したいと思ふので

す。

○内藤説明員 ちよつと誤解があるようでありまして、教材費は、一応の計算としては、やはり従来通り百億と見積つておるのであります。それで若林委員からお話になつたのは、国庫負担額が三十億を下らない、こういう意味でありまして、百億の三分の一程度という意味におつしやつたと思ひます。その点ちよつと誤解ではないかと思ひますので、つけ加えさせていただきます。

○小林(信)委員 しかし、この教材費というものは、おそらくわれわればかりでなくて、自由党の諸君も、一番生命に考えておつたものと私は思ふのです。一人当たり二百円とすれば、大体三十億ぐらゐの見当じやないですか、これが百億になるのですか。若林委員の御説明では一人二百円、三十二億というふうなお話だつたのです。

○内藤説明員 これは国庫負担額が二百円とおつしやつたのです。国庫負担ですから三分の一にしますと二百円になります。

○小林(信)委員 その点は了解しましたが、ひとつ経緯を説明してくださ

ますが、原案におきましては給与費の総額の十分の一、その二分の一を国家が負担するという意味合いで、大体五十億を予想いたしておつたのが教材費なのであります。それで、折衝の過程におきまして、つづきに申しますと、大蔵省で一番難点のありましたのはこの点であります。経済状態の事情は、さほど変動はないと思ひますけれども、もしインフレその他が起りましたら、この給与費といふものは、想像するだもはたえにあわを生ずるとき結果になつて来るわけでありまして、あるいは国家財政の基礎が固まるにつれて、いふの一番に増さなければならぬのは給与費だと思ふのであります。給与費を上げるたびごとに教材費が増大する、これが相當の難点になつたわけでありまして、一定の限度をここに明示し得るような行き方が適當だといふふうに考えまして、このようになつたわけでありまして、ひとつ苦心の存するところを御了承願ひたいと思ふのであります。

○小林(信)委員 最後のお言葉の苦衷を察しろということは、まことに党内事情混乱きわまりない中でもつて、御活躍なさつたことにつきましては、私たちも敬意を払つております。しかし、それがこれからの日本の教育のほんとうの基礎をなすものでありまして、その点は、われわれいかにこれに対して批判を加えようとも、国民の将来を考へなければならぬと思ふのです。ただいまの二百円、三十二億。これは計数上の問題は、私の聞き方が悪かつたので改めます。そこで、先ほどどなたかの質問の中

で、建築費、災害復旧費、こういうふうなものでは地方財政法の第五条の修正によつて何とかできるというふうなお話で、その内容として、おそらく起債が認められるというふうなことでおつしやつたのですが、起債等によりまして、はたして現在の小学校の老朽校舎の建築問題——あるいは新制中学もまだ未完成の状態にあるので、こういう点がおそらく大蔵省とか地財委とかの折衝の過程で、問題になつておつたと思ひますが、これに対しては、どういふふうに了解しておられるか、お聞きいたします。

○若林委員 この点は、小林委員もよく御存じだと思いますが、六・三にいたしましたけれども、老朽校舎にいたしましたも、今日の段階におきましても別途に相当考慮されておるわけでありまして、これを原案におきましては、法的の根拠をひとつ求めておけばという気持で、原案にこれを盛り込んだのでありますが、現在の折衝の過程におきまして、これを法律化しておくということとは、非常に困難を感じましたので、削除いたしましたのであります。しかしながら、地方財政法の第五条を改正することによつて、これを明確にすることができ、また他の一方におきましても、補助の形式で文部予算にこれを補充して行くことに邁進したい、こう考へておるのであります。

○小林(信)委員 原案におきまして、地方はおそらく、こういうものをあの状態では他省と折衝されておつたのだから、これを出した以上、六・三建築予算は打切る、あるいは起債は認めなければ、それに對して何ら国庫として補助金を出さないというふうなことは、地方においてもその点を相当

憂慮して予想しておるわけですが、今の若林委員の御説明では、何とかなるだろうという見通しなんです。私はこれは非常に心配であります。そういふふうにおつしやられる以上、この法案をその意味では信頼する以外にないと思つております。そこで附則の第一項に「この法律の施行期日は、政令で定める。」まことに意外な言葉なんです。これはどういふ見通し、どういふお考えであるのでありますか、お伺ひいたします。

○若林委員 これは松本委員の質疑に對してお答えしたと同様であります。が、提案理由の説明にも申し述べましたように、地方税制の改革を前提としたておりまして、政府も早急に十八年度を目標に地方税制の改革を企画いたしておりますので、それと相伴う意味のものであるのであります。そういう意味でこれを政令に譲るとしてあるのでございまして、根本精神は二十八年度からこれを実施するといふこととてございまして。しかし、この法案にこれを明記しないのは、折衝の過程において、この方が折衝が円滑に行くと心得ましたので、政令に譲つたわけとてございまして。

○小林(信)委員 もう簡単に申し上げますが、それだつたら、なぜ二十八年四月一日から実施するといふふうになかなかつたか。これはやはり今のようにな御説明で現状をごまかそうといふうにしか、国民はきつと受取らぬと思はれるのじやないかと思ふ。こころはあつた、昭和二十八年から実施するといふように明言されなければならぬ、とこころなんです。何かこの法律が、御

説明を聞いておるときは画期的な法案であるとか、日本の教育をこころで初めて確立する法案であるとかいふふうにおつしやるのですが、その期日は政令によつて定める、何々が政令で定める、何々も政令で定める。まことに怪奇な表現の仕方が行われておるのであります。この点、若林委員としても、御説明はしてありますけれども、非常に良心的には苦しんでおられると思ふので、さういふことで、現在地方がこの法案に期待をかけておることを満足させ得られるかどうか、私はその点は非常に疑問だと思ひます。

私の質問は以上で終了します。

○竹尾委員 次に坂本委員君。

○坂本(泰)委員 この法案は、わが国の文教政策の根本をなすものであります。やはりわれ／＼文部委員といたしましては、慎重審議やつておかねばいけません。と存するのであります。第二條の問題であります。各委員ともいろいろ質問されましたが、答弁者からは確答が与えられていない。もちろん与えられないような修正だから、やむを得ないかとも思ひますが、そこでお聞きしたいのは、第二條の今度の修正と申しますのは、原案の第二條の第二項に、教員の数の問題、いろいろ具体的に第一号から第五号まで規定してありましたのを、全部削除されまして、修正案に現われて出た言葉は、必ず四字であります。「実支出額」という四字が含まれるように、五号が全部削除されておるのであります。この実支出額というの、先ほど来問題になつておるのであります。原案の第一項の「二分の一」といふのはこの通りであります。第二項の、前項のこれ／＼と

いう点が「実支出額」という四字に集約されたわけでありまして。そこで、実支出額というので、原案の第二項の第一号から五号までの点が完全に保障されまして、国家が二分の一の負担ができるかどうか、この点が心配であります。この点についての御見解を承りたい。

○若林委員 どういうふうにお答えしたら、御満足が願えるかと、先ほどから苦慮いたしているのであります。私の考えを率直に言うことをお許し願えますれば、先ほど小林委員にお答えいたしましたように、今までの原案に盛つておりました／＼なものより、実際に支出をしたという意味から、地財委その他におきましても、いろいろ反対の理由が述べられておつた事柄を解消いたしまして、地方の自主性を認めまして、実際に支出せられる二分の一の負担するということになるのであります。その点、地方の自主性を認め、また原案に盛つておりました限度を明確にするこの精神も盛り込んでおるわけでありまして、一歩、二歩の進歩であるといふように考へております。地方の自主性を重んずるという点において、かえつてこの表現の仕方、またこの負担の仕方の方が、妥当ではないかと考へるのであります。但し、先ほど提案理由の中に申しましたように、平衡交付金の制度並びに地方税制の根本的の改革を前提としておることの上に立つた法案であることを、銘記していただきたいと考へるのであります。

○坂本(泰)委員 これが進歩であるか退歩であるか、あるいは地方自治体の自主性を認めておるかどうかという点は第二項といたしまして、この一項と関

連します二項の規定であります。が、「各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定める」といふふうになつておるのであります。従つて一項と二項とを合せてこれを解釈いたしますと、各都道府県ごとによつて最高限度を政令で定めるところになりまして、先ほど来問題になつておりましたが、貧乏な府県と裕福な府県との関係におきまして、貧乏な府県におきましては、やはり定員、定額の問題について、非常に圧縮されることになるのが当然の帰結であります。従つて、その定員、定額を、教育の機会均等の立場から、圧縮させないという建前からいたしまして、原案の第二條の第二項は、第一号から第五号まで詳しく規定して、裕福な府県も貧乏な府県も、やはり生徒の数によつて先生の数をきめ、校長は一人置かなければいけません、こういうふうに詳しくきめて、教育の機会均等の建前から、児童の数を基礎といたしまして定員、定額がここに割出されたのであります。その給与の二分の一を国家が負担する、これが原案であつたのであります。ところが第二項のこの規定がなくなりまして「実支出額」という四字に集約されました。貧乏な府県は、この定員、定額の点をすつと圧縮されますと、この法案の第一條の、法律の目的である教育の機会均等が、この法案によつて破壊されるという危険性があるわけでありまして、従つて、この実支出額といふものについては、文部省においても、こ

う法律の解釈で行けば、どうしても政令に支配されて行つて都道府県の監督権その他も全然なくなる。そういう結果になりますならば、ただ二分の一を

国庫が負担するというのは名前だけでありまして、実に第一条の目的である教育の機会均等は破壊されて、保持されないという結果になるのであります。従つて、この点についての提案者の御説明と、かりに、これが法律となつて実施される場合において、はたして第一条の教育の機会均等の目的が達成されるかどうか。客観的に定員定額というふうな基礎の上に立つところの見通しを持つておられるか、その点を文部当局から承りたいのであります。

○若林委員 課長から補足をしていたことについて、私から大綱だけの御報告をいたしておきたいと思ひます。原案に盛り込んでおきます算定の基礎は、大蔵省にしても、地財委にしても、根本的にこれを否定しているのではございません。ただこれを法文化してここに明記するということは、いろ／＼他との振合ひもございまして、今日の段階においては、これを選じた方が賢明であり適切であると考えて、削除したものでございますけれども、平衡交付金の財政基礎の算定にも、また大蔵省が算定する基礎に関しても、また原案に盛り込んでおります精神で、その方式で行われるのでござい

ます。次に、各府県ごとの限度ということでございますが、御懸念があるために「実支出額」というように「実」の字をつけたのであります。しかしながら、あまり標準を度外視して、もし無制限にその額がふえるようなことがございまして、他の府県との振合ひもあるものでありますから、その最高限度をきめるという趣旨でございまして、各府県の支出を全部一律に押えて行くという意

味ではないのであります。先ほど内藤課長が御説明いたしましたように、無制限にふえることのおつき合ひは、国家財政の現状からできない。他の公務員との振合ひもありまして、また他の地方との均衡もあることでありますから、一定の限度は政令で定めるといふことであつて、制限を受ける府県より、その高いところを標準として引上げられるところの方が多くなる現状であるというように、文部当局が説明いたしているわけであります。その精神をひとつおくみとり願ひたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま若林委員が御説明になりましたこと、同様な見解を持つております。

○坂本(泰)委員 法律が制定されますと、その法律の条文によつてこれが執行されるのであります。従つて、法文が制定された最初の一年かあるいは二年は、やはり地財委とか大蔵省との交渉の過程があつて、相当尊重されるのであります。法律が廃止になるまでは、これは永遠のものであります。従つて、生徒数などのことにつきましても、現在の地方公務員と同じに、生徒数に応じての教職員の給与額がござい

ます。従つて、これを尊重してやるべきであります。総選挙があら内閣がかわれば、その精神的な妥協とか、あるいは申合せといふものは実行されなくて、やはり法律の解釈によつてこれが運用されて行くことになるのであります。従つて、各都道府県の教育費の問題も、地方財政が困窮いたしますと、やはり最初の申合せとかいふろいろのことは、もう忘れてまして、現実の問題としてこれを解釈して、それ

によつて実行することになるのであります。従つて、法律を制定するにつましましては、その客観的事実についての法の明文をここにのつていいたして、その上に立つものでなければ、真の法律、国民が遵法する法律ではないのであります。従つて、算定の基礎がやはり原案の第二条第二項の「実支出額」といふふうな抽象的なものになつておきますと、自分の果はこれだけしか財政がない、実支出は地方公務員との関係からいふならば、さういふこと、圧縮されなければならないことを私は先ほどから申しておるわけでありまして、またこれを単に二分の一といたしまして、決して教育費は無制限に増加するわけではないのであります。教職員の給与額は、生徒数を基礎にいたしまして、もちろん児童の自然増加はあるのであります。しかし極端に増加して地方財政を破壊するといふようなことは、ないのであります。従つて、国家がこれを負担するといふことも、急に二倍になり十倍になるという無制限の増加というこ

とは考えられない。だから、第二条第一項のように、国家が機会均等の目的で二分の一の負担をするといふことになつたならば、それではその二分の一の負担の基礎はどこであるという、原案の第二項の「実支出額」がなければ、修正案の第二項の「実支出額」といふ文字で統一して法律ができて、これはかえつてない方がよいという結果になるのであります。こういう点について、文部省は、議員提出の法律案だからといって、単に計数的のこととも考えず、二十八年度はこれでいいかも

わからぬが、二十九年、三十年といふふうになつたならば、文部省は責任を持つてこの法律の履行に当らなければならぬのであります。単に実際の府県の支出額の二分の一を負担するんだといふことで満足して、文部省が今後四年なり五年なり先の二分の一の負担が、はたして維持できるかどうか。もう少し真剣にやらなければ、この法律ができて何にもならぬ。この点について、文部当局はもう少ししっかりした答弁を願ひたい。

○内藤説明員 実支出額といふものは、実際の支出額でありまして、原案にありました算定の基礎は、実際の支出額を大体基礎にしているものであります。実際の支出額が確保できますれば、原案の趣旨はある程度生きますと思つております。そこで、その場合に、お話をよく、非常にアンバランスになる弱な果が、非常にアンバランスになるではないかという御懸念であります。それは第二項で、ある程度までの負担は国が無条件に引受けましますので、低いところの果はそこまで上げ得るという基準がきめられると思つてあります。そういう意味で、この修正案で大体原案の趣旨も生かされ得ると思つてあります。もう一つは、文部省がどういう学校に定員がいくらかということは、学校の設備編成の基準という、これに関する法律案を準備しておりますので、その法律案で教員の定数などは確保いたしたいと考えております。

○若林委員 この件に關します坂本委員の御発言は、われ／＼も同感でございます。御趣旨の通り進まなければならぬと思つておりますが、現在の段階

においては、これが賢明だと心得まして削除したのであります。しかし、この法案が成立いたしました後に、御協力を得まして折衝を円滑にいたした上、行く／＼はぜひともこれを法律化して行きたい、こういう念願に燃えておりますから、御了承願ひます。

○坂本(泰)委員 今の答弁でも、なおこれの了解に苦しむのでありますけれども、文部当局の方で、まだ教員の定数定額などについては、これから法案を準備してやるといふのを予想して、現在のこの問題を、実支出額という抽象的な言葉に包含させて、これでけつこうでございまして、この趣旨は、その実施に當る当局の行き方としては、まことに國民を無視してゐると考へるものであります。従つて、第二項が、どうしてこの修正案でこのようになつたかと申しますと、この原案のようにやりますと、この教育費といふものが、第二項が通過いたしましたので、第二項による詳しい五項目の規定によつて、地方財政の方が全部干渉できず、これが離れてしまふ。従つて、この点の妥協によつて「実支出額」といふので、この第二項を全部抹殺したのではないかと

いふ。そういたしますと、地方財政委員会との間の共同審議の際に、地財委の奥野課長が申しましたように、こういう法律をつくるよりも、現在の平衡交付金制度で行つた方がよほどよろしいのだ、こういうふうになるのであります。われ／＼がここに強く義務教育費国庫負担法といふものを主張いたしますのは、あの地方財政委員会が中央集権的に独占している平衡交付金か

身、この教育費を負担法で引離しまし
て、そして日本の教育の機会均等の実
現をはかりたい、その目的で教育費の
国庫負担法というものがここに出来た
たのであります。ところが、第二項が
なくなりましてから、そういたします
と、結局は財政のゆたかでない県も半
分負担いたしますから、それまで引上
げられるというように言いますが、先
ほどだれかの質問にありましたよう
に、やはり平衡交付金の基準財源の方
から仰がなければならぬということ
になりましたならば、この教育財政の
独立というものは決して確立されるも
のではないと思ひます。でありますか
ら、この第二項においては、原案の二
項の規定が加味されていなければ、こ
れは意味がない。国庫負担法で国家が
二分の一を負担するといふ、ただ二分
の一といふことに国民が迷惑をされ
て、ただやあゝ喝采するだけで、実
質は決して全国の各児童が機会均等の
教育は受けられないといふことにな
る、その点を非常に心配いたしたので
あります。われわれは、この二分の一の
額の点についても異論がありますけれ
ども、やはりこれを基礎づけるために
は、第二項第二項のこれがなかつたな
らば、この法律が意味をなさない、こ
ういふふうに考えるのであります。こ
の点について、最後に一言だけ提案者
と文部省にお聞きしておきたいと思ひ
ます。

○若林委員 御質問の趣旨、精神にお
いては同じでありますけれども、地方
財政平衡交付金制度はもう不変のもの
であるという建前、あるいは地方税制
は現在よりかえることができないのだ
という意味においては、坂本委員の御

趣旨に賛成するのであります。とこ
ろが、この修正案を出しました折衝の
過程におきまして、地方財政平衡交付
金というものが根本から再検討をさ
れ、地方税制というものが根本から改
革をされようとする機運に乗つてお
りますので、その上に立つてこの修正
案を出したのでございまして、御了承
をお願いしたいと思います。

○内藤説明員 ただいまの坂本委員の
お話の中で、私もが懸念いたしました
のは、二条の中の「教職員給与費に
ついて、その実支出額の二分の一を負
担する。その算定基準を全部政令に譲
つてしまふ」と、お話のように心配
があるのでもありますが、実際の支出
額の二分の一を出すということになる
と、都道府県が各県とも相当教育費に
熱心でございまして、それについて
二分の一を出せまうならば、かえつて
国の方から定員定額でできるよりは、
地方の自主性を尊重しながら、教育費
を確保することができるとはなから
うかと思つております。それで、さ
らに二項の方で最高限度まできめてお
りますから、原案の趣旨をくんだ最高
限度がきめられますならば、低いこ
ろはそこまで上げ得るという見通しも
ございまして、この案で責任を持つ
て行政を遂行することができると考
へておるのであります。

○坂本(案)委員 二条の質問はそれ
で打ち切ります。

それから提案理由の第三に説明して
あります、学校の校舎の建築事業費、
それから災害、戦災復旧費の点が、削
除されたのでありますが、その削除に
ついては、別に措置することとして一
応これから除くことにした、こうい

提案理由になつております。別に措置
することにしたとは、どういふ措置を
されるのか、その措置についての腹案
をお聞きしておきたいと思ひます。

○若林委員 これは現状におきまして
も、別箇に文部予算におきまして計上
を見ておるのであります。その方でも
措置をいたしておりますし、なお法律
化する点におきましては、地方財政法
の第五条を改正することによりまし
て、この足らざるところを補おうとい
うことになつておるのであります。

○坂本(案)委員 そういたしますと、
この校舎の建築費、それから災害復
旧費は、結局従来通りの地方財政にま
かされますが、われわれはこの第二
項の国庫負担をやると同時に、やはり教育
はその設備がなければ完全でできない
のであります。ことにまた戦災によつ
て焼かれた校舎があり、また老朽校舎
で四十年も五十年もたつて、授業中
に、風が吹いて来たたら天井が落ちて
児童が死傷をしたといふ前例もあるわ
けであります。従つて教育の機会均等
の目的を達するためには、校舎の建築
も、やはり第二項と同じような重要性
があつて、これをやらなければならな
いと思つております。そこでこの点
を引離して、結局地方財政にまかせ
るということは、地方財政委員会の反
撃にあつて、文部関係が負けたいとい
うことになるのであります。自由
党のりつぱな文部委員の方がおられ
まして、涙をのんでではありましょ
うが、そういうものを削除された、こ
れはまことにもつて国庫負担法の真髓
をなくすものである。かように考えら
れるのであります。しかしながら、別

措置をするといふ文句はけつこうです
けれども、ただ文句があるだけであつ
て、地方財政にまかせるといふこと
は、私は、法の目的が那邊にありや
うことが非常に疑われるのでありま
す。まだいろいろありますが、これ
で打ち切ります。

○内藤説明員 ただいまの災害復旧に
ついては、地方財政法に、国で負担す
るということがはつきり出ておりま
す。それから六・三の建築費につきま
しては、地方財政法三十四条に、義務
教育の年限延長に関する国の負担分
が定められておるのであります。ただ、
ただいまの老朽校舎の起債について
は、地方財政法の第五条の改正につ
いて、先ほど若林委員からお話があつ
たのであります。

○坂本(案)委員 だからわれわれは、
従来のように地方財政の方にまかせ
ず、文部当局の文教予算として独立
してやろう、だから、この第五条が
出ておるではありませんか。国庫負担
法に納めて、第五条でやろうといふこ
とにしておる。それを削除するから、
地方財政でやるといふことになる。法
律の規定で地方財政の方にまかされて
おるから、それでは地方の一般の費用
と混同されて、教育の独自性という
ものがなくなる。ここに独立をしてや
らうといふのが、負担法の目的であ
る。法律にあるといふことは知つてお
ります。その法律をここにまかすとい
ふのが、この国庫負担法の目的であ
る。その点がまことに遺憾であるとい
う私の見解を言つたのです。それに
対してあなたはどうか思つておるの
ですか。

○内藤説明員 この点については、地
方財政ではなく、国の負担になるとい
うことは、文部省予算にはつきり載つ
ておるのであります。

○竹尾委員 これにて両修正案に
対する質疑は打ち切りたいと思つて
おりますが、両修正案に対する質疑を
打ち切るに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

○竹尾委員長 起立多数。質疑は打
切られました。

これより原案並びに小林信一君外
七名提出の修正案及び若林義孝君提出
の修正案の三案を一括して議題とし、
討論に入りたいと思ひます。右三案を
一括議題として討論に入るに賛成の
諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹尾委員長 起立多数。よつて討論
は通告順によりこれを許します。小林
信一君。

○小林(信)委員 私は改進黨を代表
いたしまして、若林委員の提案した修
正案に反対、それから私は野党全体
で提出いたしました修正案に賛成して
、その修正部分を除く原案に賛成いた
します。以下その反対並びにわれわれ
の提出した修正案に対する賛成意見を
簡単に申し上げます。

本法案は、現文部大臣も、その大臣
としての重大な責任において就任以來
御努力なさつておつた問題でありま
す。現文部大臣に限らず、前の文部大
臣におきましても、標準義務教育費確
保に関する法律というふうな名前が、
閣議まで通つて実現に努力したので
ございまして、残念ながら、これは水
泡に帰してしまつた。これは単に文部大
臣、文部当局のみに限らず、この委員

会に席を置く者、ひとしく文部省と意向を同じういたしまして、その実現方をはかつたのであります。地方におきましても、教育委員会制度というやうなものができた以上、この教育財政の確立といふことは、教育委員会と並んで、多量に望まれて来たのでございまして、今回文部大臣が、文部省全体をあげまして、この法案の作成とその実現のための折衝に当たられておつたことを、私たちは深く感謝し、敬意を表しておつたところでございます。これに対しては、見解を異にする各省があり、その努力は、われ／＼の常に敬意を表しておつたところでございますが、しかし、残念ながら、文部大臣もその当初の意図を貫徹することができずに、遂に自由党の文部委員の方たちによつて提案される段階に至つたといふことは、一つは、局面を開くためには、必要であつたかもしれせんけれども、大臣が、文部大臣としての責任においてこれが敢行できなかった点は、非常に遺憾なものと、私は心中ひそかに感じておるものでございます。自由党の諸君が提案者として、原案が本委員会に上程されたのでございまして、これすらも、私たち検討いたしましたときに、この法案の使命から考えて、独立した日本のこの大事な教育を、今後いかにして運営するかという日本再建の基盤になる問題でございまして、これに対しては、われ／＼野党といへども、ほんとうに協力してこの法案審議に當つて来たのであります。たゞ／＼当初の委員会の提案意図が貫徹できずに、今日修正案として上程されるやうなものになつて来たこと

は、まことに私たち今日までの経緯を考えますときに、遺憾なものがあるわけでございます。この修正案を提案し、これを強行して、今通過させようとする方たちの御意図は、これほどまでに重大な問題が、最後の線である、平衡交付金の中から教育費を分割することができると、こういう点で御満足のところが見受けられるのです。この法案は、そんな簡単なものではない。この法案の持つものは、ほんとうに義務教育は無償であるべきだ。そうして教育は機会均等であるべきだ。われ／＼が多年要望して満足することができなかった大使命というものを、この法案によつて貫徹しなければならぬ。単なる自分たちの面子とか、あるいはかかる苦難が伴つてこまで運び込んだというやうな自己満足で、この問題を解決すべきではないと私は思う。もしもそうした自己満足の立場でこの問題を解決しようとするならば、日本の教育史上に大きな禍根を残すものである、私はこう皆さんに申し上げたいのでございます。

本日、当初におきまして、委員長のことについてわれ／＼が……（心なからず）と呼ぶ者あり、確かに心ならずも、あえてとらなければならなかつた問題は、何のために教育財政の確立をわれ／＼がするの、教育委員会というものをわれ／＼が設置して、その教育委員会に対して真の力、実力というものを今日まで与えることができなかったものである。つまり、これは両者一体になつて、初めて日本の教育の基盤というものを築くことができるのだ。ところが、教育委員会法におきましては、自由党の諸君が、これに対し

て、努力したとは申しすけれども、進捗しない。この事態を無視して、あえてこの法案だけを強行しようとする。われ／＼はこいねがわくば、両者一体これを解決して、国会の最終の美を飾りたい、こういう意図でおつたのであります。われ／＼の意図といふものも、単なる野党の与党に対するところの簡単な企てでないことは、御了解ができるであらうと思つております。まして今日この法案が可決されましても、これのみによつて、自由党の諸君が満足することはできない。教育委員会法で、ほんとうに全国の人たちの納得するような態度をもつてこそ、初めて、いさかでも教育に誠意があるといふことが言えるのであります。これだけをもつて、あとはおかわりをするといふやうな行為にもし出るならば、自由党の掲げた法案といふものは、荒物にせんがための法案、誠意のない法案といふことになるのであります。私は常に申し上げますように、この法案は、文面が整つておつて、それだけで教育立法だと言ふことは許されないのだ、われ／＼は、その教育立法を考究し、検討する過程において、ほんとうに誠意を披瀝し、努力してこそ、初めてその法律は生きて来るのだ、そこに日本の教育の出発があるのだといふことを申し上げたのであります。提案者の皆さんにおかれましても、そういう両者一体の性質であることを十分知つていただきたいと思つております。

そういう意味から、私はこの法案の修正案を検討いたしますときに、龍頭蛇尾という言葉がありますが、この法案こそ、まさに龍頭蛇尾である。修正案におきましては、第一条に「義務教育は無償の原則に則り」といふやうな言葉を掲げ、しかも、妥当な規模と内容を保障するため、その内容を検討し、さらにそれによつて教育の機会均等ををはかるというやうな、りつばな言葉がうたつてあるものでございまして、これはわが国終戦以来の大きな法案でございまして、にもかかわらず、内容を見ますときに、原案よりもへだたること非常に遠く、しかも、すべて重大な段階に至りましては「政令で定める」といふやうな法案をつくらせて、はたしてこの法案が持つところの使命が今後遂行されるかどうか。われ／＼は今日の日本の教育のあり方から考えて、非常に遺憾といわなければならぬのであります。

ことに、最後の「この法律の施行期日は、政令で定める。」——何ごとであるか。あまりに良心のない法案の提出の仕方に対しては、私たちはその教育的な理解があるか、見解があるかを疑わざるを得ないのであります。こういう折衝があつたんだ、こういう約束があつたんだといふやうなことで法律をつくることは許されないのが常識ではないかと私は思う。もしこれが許されるならば、いつこれは実施されるか。わかんない、こういうことが言われたい。そういう無責任な法律を出して、しかも、当初には大きく義務教育の無償を考へるのだとか、あるいは機会均等を考へるのだとか、その内容においてはともとも妥当な規模であり内容である、こういうことを言われておるのであります。これを言つては、私たちは現在の父兄が、あるいは先生方が協力し合つて、今日までよく

よく持ち続けて来た六・三制といふもののその完全な実施を、この法律によつてなされなければならぬのでございまして、とうていこれは望み薄ではないかという疑いを持たざるを得ないのであります。

それで、われ／＼は、この点につきまして、今日この段階において、どんな障害があるやうとも、あらゆる努力をいたしまして、その教育の本来のものを實現しなければならぬという態度で、この修正案を出したのでございまして。その修正案の内容につきましては、御承知だと思つてから、申しませんけれども、われ／＼は、まず内容として、現在の教育事情から考えて、給与、教材費、それから建築費——この建築費にいたしましては、原案に掲げておりますものは——老朽校舎等、地方は今非常に困窮しておるのでございまして、これに対して、われわれは当然何とか処置しなければならぬ段階に入つたのでございまして、単に起債をもつてこれを補うといふことだけでは、ほんとうに老朽校舎の復旧といふことはできないのであります。少くとも半額ぐらゐは、国庫の負担でこれを補つてやらなければいけない。あるいは災害復旧の問題にいたしましては、原案におきましては、二分の一といふやうなことが標榜されてゐるのでございまして、一般災害はすべて三分の二である。教育費だけ議論する必要があるといふ点も掲げ、さらに義務教育の無償という問題は、まだ／＼われわれは多面に考へて行かなければならぬのであります。ただいま給食費等は、文部大臣がかつてこの委員会の席上で、私に、どこから出てよいじや

ないかということ、現在農林省から出ておられます給食費に該当するものをもつて満足されているのでございませうが、この際この負担法の中に入れて行かなければならない絶好の機会なんです。あるいは教科書の問題にいたしまして、同じようにこれだけを別個に私たちが存在させることは、非常に責任を感じないことだといつてもさしつかえないことでありまして、ああいう形で置く以上は、当然この国庫負担法の中に入れて行くべきである。さらに、私たちはいつもこの委員会におきまして問題になる点は、六・三制の六・三が、とにかく一般の関心が持たれて、ようやく今日までこぎつけて参りましたけれども、その間、その制度の中で等閑視されている、しかもそれが日本の産業に、あるいは青少年の教養の問題というふうなことで、いつも論議されまゝところの青年諸君の、ことに働く青年諸君の問題も、この機会に考えなければならぬ。あるいは高等学校の問題が、中間的な存在で、今まで完全に果されてない。これに對しても、中央地方を通じて問題になつてゐることです。やはりこういう問題も、大きな問題とはいへ、これほど重大な法案がつくれる段階でありますので、これは考慮されなければならぬ問題だと思ふ。単にここで一応平衡交付金のわくの中からこれだけ抽出して来たということでもつて、満足すべき問題ではない。もし、これで満足するやうなことがあつたならば、日本の教育といふものは、依然として父兄あるいは教師あるいは子供の犠牲で、その命脈を保つて行かれるにすぎない。文部大臣も、新聞等で見ます

と、文部大臣のすべてを賭してこの問題に當つて来られたやうでございませうが、残念ながら、その所信を貫徹することができない。私は、文部大臣の心中をお察しするものであります。ただできるならば、自由党の諸君も、ただ自分の面を通すというやうなことにこだわることなく、ほんとうに日本の教育の現状を考え、この法律ができるその大きな責任といふものを感じて、われわれの提案しております修正案に賛成していただくならば、私は父兄の方もほんとうに満足して、その期待したものを喜ぶし、また現場に働く教職員の方たちも、ほんとうに心魂を打込んで教育に従事することができるとではないか。そこに育てられて行くところの子供は、日本再建の力として育成されて行くのではないか。こういうことを考えるものでありまして、一党の面目というやうなことに、当初からこだわつておられたやうな感が多あるものであります。大乗的な見地に立ちまして、私たちの提案した修正案に賛成せられんことを要望いたします。私の討論を終ります。

○竹尾委員長 次に坂田道太君。

○坂田(道)委員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま提案されました松本七郎君外七名からなる修正案に反対し、若林君より提案されました修正案に賛成を表明するものでございませう。松本七郎君外七名からなる修正案は、義務教育の学校以外に、さらに高等学校、幼稚園等にも範囲を拡大し、その給与、教材費及び校舎の建築事業費等につきましても、五分の四を下らない額を国が負担することを規定し、さらに義務教育の児童及び生徒の教科

用図書並びに給食費につきましても、全額国庫負担をはからんとするものでございまして、これは修正案と申します。すなわち、新たな法案と見られるのでございませう。しかしながら、その趣旨とその理想は、われわれがいたしまして同感の点があるのでございませう。現在の国家財政の実情及び地方財政制度の現状から考えますならば、多少無責任な御提案のそしりを免れないのではないかと申すのでございませう。従いまして、松本君外七名からなるこの修正案に對しましては、反対をするものでございませう。

次に、若林君から提案になりました義務教育費国庫負担法案の修正案に對しまして、賛成の意見を述べたいと思ひます。その理由は、申すまでもなく、憲法上重要な国民の権利であり、義務であるのみならず、わが国文教政策の根幹でございませう。義務教育に對して、国が明確に財政上の責任を負担することにより、義務教育の基礎を確立し、わが国文教の振興をはかりまゝすことは、日本教育史上画期的な措置であります。従来の義務教育費国庫負担法は、都道府県の給与費だけでございまして、しかも、その負担も都道府県の負担するすべての給与を對象としたものではなかつたのでございませう。この修正案によりまゝすれば、都道府県が負担する諸給与のすべてが、国庫負担の對象となつたのでございまして、さらに学校教育上、教職員の給与費と相並びまして最も重要でございませう。教材費につきましても、新たに国が一部を負担する原則をここに明らかにいたしましたことは、義務教育無償の原則を実現し、あわせて義務教育の振

興をはかる上から、まさに画期的な法案であり、わが国全教育界の要望であると思ふのでございませう。従いまして、将来国家財政及び地方税制の改革等とらみ合せまして、早急にわれわれの抱いておられますところの、また野党諸君の考へておられますところの理想的義務教育費国庫負担制度が、一日も早く確立されることをここに要望いたします。賛成の意を表する次第でございませう。(拍手)

○竹尾委員長 次に松本七郎君。

○松本(七)委員 松は日本社会党を代表いたしました。小林信一君外七名提出にかかります修正案に賛成し、若林君提出にかかります修正案に反対、並びに若林君提出の修正案を除く原案に反対の意思を明らかにするものでございませう。

〔義務教育に反対か〕と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 私語を禁じます。――御静粛に願ひます。

○松本(七)委員 提出者並びに自由党の文部委員の諸君が非常に熱心に、その趣旨を貫徹されるために御努力されたいことは、われわれも十分認めるものでございませう。ただこの審議の経過におきまして、特に地方財政委員会等の答弁などを聞いておきますと、現在の平衡交付金制度そのまゝでもやれる建前になつておる、またやれるはずである、こういう論を一貫して主張されておるわけではございませう。これは政府当局の意見でございませう。ところが、自由党の文部委員の方の意見を聞いてみましても、現在までに経験して来たこの制度では、実際に教育費といふものが確保できておらない。そういう事

実に基いて、せめて義務教育費だけでも、平衡交付金のわくからはずして、そうして教育費を確保したい、こういう精神にのつとつて最初の原案は出て来ておるわけではございませう。そういう建前が守られる限りは、私も、そういう精神を生かすのに一歩前進するために、できるだけの協力をして行こうという協調的な態度をとつて来たわけではございませう。しかしながら、この現在若林君から出されました修正案を見ますと、なるほどその精神をなお生かそうとする意図は出ております。しかし、すべて大切な点を政令にゆだねておる。特に、いつからこの法律を施行するかといふことについてまで政令にまかせる、こういうことになりますると、これは行政府に対する信用の問題になつて参ります。私どもは、文部委員の各位が努力されたその熱意は、よく了承するのでございませうが、その熱意が、行政府に對してどれだけ実行させる成果を収めるかといふことについて、非常な不安を感じるのでございませう。(自由党内閣だ、安心しろ)と呼ぶ者あり。それは自由党の諸君は、不安を感じられないかもしれませう。しかしわれわれは、それに不安を感じるのには当然でございませう。こういう重要な簡案にわたつて、これを政令にゆだねるというところでございませう。これではなかつたこと自体が、われわれにそういう大きな不安を与えるのは、当然なことではございませう。特に地方財政委員会の答弁を聞いていまして、全額国庫負担なら賛成だと言ふ。それならば全額国庫負担でやる意思があるのかといへば、それはもつと反対だ、こう言つておるのであります。そ

んなばかな答弁はないのであります。そうして文部委員の各位の御努力に対してとられた大蔵大臣の態度のごときを見ていまして、私も、今の政府に政令でまかせるといふような骨抜き法律案、修正案には、絶対に賛成することはできないのであります。

その修正案を除いた部分につきましては、一番大切な点をさういふふうには政令にゆだねておりますから、すでに非常な不安があるわけでございまして、私も、さういふ状態ならば、ここでもつとはつきりした、われ／＼が最初考えた、この程度ならよからうと思つておつたより以上のものを政府に要求しなければ、この教育費の確保は将来むずかしいという観点に立ちまゐり、その残の部分についても、大幅な修正案を小林君一君外七名で提出したような次第であります。さういふわけで小林君一君外七名提出の修正案に賛成いたします以上は、若林君の修正案並びにそれを除く原案に反対することになるわけであります。

○竹尾委員長 次に坂本泰良君。

○坂本委員 私は日本社会党二十三控室を代表いたします。松本君以下わが野党提出の修正案に賛成し、若林君提出の修正案並びに原案に対して、反対をなすものであります。以下その理由を申し上げます。

わが国が、戦時には負けましたけれども、日本の八千万の国民が、文化国家として立ち上り、真の平和を確保いたしまして、再びかような敗戦のうき目を見ることなく、共存共栄の文化国家建設のために、われ／＼は憲法九条によつて軍事的な一切の武力を廃止し、戦争を撲滅し、そのかわりにこの

文教政策を確立いたしました。戦争には負けましたが、われ／＼八千万国民が真の平和国家、文化国家建設のために立ち上つて七年に至つたのであります。しかししてこの教育の問題に對しましては、六・三・三・四制の大きな学制の改革がありまして、敗戦後の日本の国民の窮乏の中におきましても、われわれは一意専心努力をいたして参つたのであります。しかしして今日に至りまして法律的にも、日本の文教政策の確立を期しまして、その目的に邁進するために、文部当局におきましても、ここ数年來、義務教育費国庫負担法について、真剣なる検討がなされ、本年に至つてややその完結を見ました。ところが、文部大臣の政治力はあつたかもしませんが、自由党の再軍備政策その他によつたのでありましよう、この国庫負担法は、内閣提出案として提出することが困難な状況になつたのであります。しかるに、敬意を表する自由党文部委員諸君の努力によりまして、竹尾委員長以下文部委員諸君の共同提案によるこのこの国庫負担法が本国会に提出されたのであります。

しかしして、この法律案の審議にあたりましては、地方財政委員会から強力なる反対がありまして、地財委と文部委員会の共同審議にあたりまして、われわれはこの法案の内容は、またその期待するところは第二といたしまして、いやしくも義務教育費の国庫負担といふことの大きい目的のためには、これを地財委から奪取いたしました。この国庫負担の実現を期して、文教政策の確立をはかるために努力をいたして参つたのであります。しかるに、この法案が、さらに再修正をされまし

て、先ほど来いふ／＼討論をいたしたのであります。この討論の際にも申しましたように、この眼目であるところの二条が、その基礎が失われて、ただ観念的の二分の一の国庫負担ということになつてしまつたのであります。われ／＼はそのような国庫負担法の、趣意には賛成をいたしまして、真に努力をいたしたのであります。その内容におきましては、これでは足りないといひまして、われ／＼野党は連合して修正案を出したのであります。この修正案の内容については、小林君、松本君から言われましたから、私は省略をいたしますが、この国庫負担法のこの目的を達するためには、われ／＼の修正案でも十分ではないのであります。少くとも義務教育費国庫負担法という打出しで言われれば、これぐらゐは獲得しなければ、われ／＼は国民に對して相済まないと思うのであります。しかるに、この原案に對する若林君の修正案は、それをまた骨抜きにいたしまして、ただ観念的に国庫負担について、ただ二分の一負担するぞといつて、ちやうどたこをあげて、たこが国民のためにやりましたと示して、その実質はこの一本のたこの糸にも値しないような脆弱な法律案にしたのであります。そのような修正案に對しましては、われ／＼は断固として反対をいたします。それならば断固として反対をいたします。この点については、自由党の諸君がいかに抗弁をいたしても、もちろん選挙の演説なんかは、二分の一を獲得したといへば、それでだまされるかも知れませんが、真に教育の府にあり、また真に子供を教育させておるその父兄は、その内容を知りましたなら

ば、この自由党の提出しておる法案に對しては、まことに失望を感じ、また日本の文教政策の今後に對して非常に憂うものであります。

私はかような見地におきまして、この若林君の修正案並びに原案に對し反對をいたしまして、われ／＼共同修正案に、ぜひとも自由党の諸君も賛成をしてもらひ、この通過あらんことをこいねがう次第であります。

○竹尾委員長 次に渡部義通君。

○渡部委員 義務教育費国庫負担法案及び自由党提出の修正案に反對し、小林君外提出の修正案に賛成であります。

この義務教育費国庫負担法案及び自由党側の修正案は、法案そのものの内容、ことに質疑応答の中に現れた中において、これは一貫してごまかしであり、また言い訳であることが非常に明白であります。今至るところで学校が非常に荒廃状態にあり、教材、教具もその通りであります。教員等は、定員が不足であるばかりでなくして、非常に安い賃金で労働が強化されておる。他方国民全体の窮乏から、長期欠席者がどん／＼ふえるという状態にある。このような状態を打開して教育の危機を救うためには、どうしても憲法の精神によつて義務教育費の全額国庫負担がなされるべきであるというのが、国民の非常に強烈な声であり、動きであつたわけであります。だからこそ、自由党の諸君といへども、これをつくり上げるを得なかつたのであります。

ところが、諸君はごまかしをやつて来た。なぜならば、その根本は、このような法案が出され、あるいはこのよ

うな修正案が自由党の諸君によつて出されたことだ。結局国家財政の現状の困難さからいつて、やむを得なかつたのだといふことが、繰返し／＼説明された。しかしながら、国家財政の困難というのは、諸君自身が認められておるうちに、これは日本の再軍備政策に基づくものであることは、明らかであります。ところが、国民は再軍備に反対であり、徴兵に反対であり、日本の政策がアメリカに從属することに反対である。日本の経済が、軍事産業のために崩壊することに反対であります。だから、このようなアメリカに從属する、アメリカの傭兵となるような軍事的なやり方を廃して、この費用を、この血税を、当然自分たちの子弟のための教育に向ける、これが文化国家として立つゆゑであるといふのが、国民諸君の大きな要求であり、声であり、また行動であつたことは御存じの通りであります。ところが、諸君はそのことをごまかししておる。そのみではない。教育の内容自体が、この軍事目的のために今日從属させられておる傾向は明らかであります。これは詳しくここで、天皇制の教育の復活といふことも、客觀的にはそれに資するものになるものであり、また学生諸君その他が、學問の自由、研究の自由、學園の自治といふようなことのために立ち上つておる運動に、徹底的に弾圧をしておるといふ、諸君の毎日の目に見えておるやういふ事実こそ、今の教育の内容であり、目的のために從属され、その犠牲にされておる。今国民の強く要求しているところのものは、すでにこのようにア

アメリカの軍事的目的のために従属させられておるといふ現状をどうしても脱しなければならぬ、教育を国民自身のものにしなければならぬといふ国民大衆の決意に基くものであります。義務教育といふものは国民の負担において国民に機会均等を与えなければならぬ。言いかえれば、国民の教育上の機会均等のために、物質的な基礎を与えなければならぬといふことの反面、こ

ならば、その財政を通じて、ことに、文部省の今日の官僚的な性格と、文部省の軍事的な天皇制的な教育の方向といふことを考え合せて行くならば、この法案によつて、財政上の文部省による教育一般の官僚化を促進するに役立つであろうといふことは明らかであります。こういう意味において、私はどうしてもこの法案に賛成することはできないのであります。

同時に、憲法の精神に基く義務教育を実現して行くためには、私が申しました内容を合せての金額国庫負担、そのために軍事費をそちらにまわすべきである。さらに、日本の民主化、日本の独立平和のための教育内容を持つべきである。この教育内容をほかにしての義務教育を考へることはできないのであります。こういう根本の見地から申し上げますならば、私は、小林君以下提案の修正案にも、非常に多くの基本的な点において不満があり、批判的な立場をとつてゐるものであります。しかしながら、今日教員組合等がこの修正案の通過を要望してゐるのであれば、今日の段階においてその要望を急速に実現せしめて、また来るべき時期に、さらに根本的な大衆の要求の基礎の上に立つて、徹底的に義務教育に関する憲法の精神を貫いて行くという立場において、修正案には賛成するものであります。

○竹尾委員長 次に浦口鉄男君。○浦口委員 第三倶楽部といたしましては、義務教育費国庫負担法に対する小林君一君外七名の修正案に賛成いたしまして、若林義孝君提出の修正案並びにその修正部分を除く原案に反対の意見を申し述べたいと思ひます。この反対は、私といたしましては、まことに心ならずも、たいへん遺憾な意を表しつつ反対しなければならぬと思ふのであります。

さて、あとは与野党ごぞつて参議院の通過に協力したいといふふうなことを考えたのであります。たゞ、その瞬間において、委員長初め幹部の方々が、いわゆる自由党の三役に呼ばれて、問題がそれ以後非常に紛糾して来たことは御承知の通りであります。その当日は、午後五時十分まで待つておりました。いろいろ細目的な意見は別として、われわれはいつでも結論が出次第、一挙に通過に協力しようという態勢で参つたのであります。不幸にして午後五時十分に至つてとうとうこの委員会が開かれずに散会に至つたという事情があるのであります。私はそうしたその後の事情につきましては、こゝでいろいろと批判することは差控えますが、本日の修正案によりまして、内容はわれわれが最低に考へました以上に、非常な骨抜きになつてしまつた。他の委員のお話によりますと、卵のきみもしろみもなく、からばかりだといふお話がありました。が、なお実施上についても、これだけの重要な固期的な法律案の実施がきまるや、政令にまかせられるといふことについて、われわれとして、どうして

は、現在ここに目で見える通りであります。たとえば、この国庫負担が、単に給与の二分の一あるいは教材費の一部というふうな形で規定されておるといふこと、このことによつては、貧しい国民の義務教育における機会均等といふものを保つことは断じてできません。さらにそれだけではなしに、多くのものが依然として地方財政及びPTAの負担にかかつておる。このことが地方財政を一層困難ならしめて来ておるといふことは、この点では私は地財委の意見というものが認められなければならないと思ひます。こういうふうにして、財政的にも国民の困窮を解決するための内容はこの法案は持つておらない。同時に、この法案によつて教育財政を文部官僚がつかむことになる

反対は、私といたしましては、まことに心ならずも、たいへん遺憾な意を表しつつ反対しなければならぬと思ふのであります。実は、義務教育費国庫負担法案につきましては、われわれは、従来からその成立を非常に期待いたしまして、文部当局の立案過程において、微力ながら何とか促進をしたいと考えておつたのであります。一般の輿論にいたしまし場合は、現在日本の置かれてゐる立場、あるいは財政その他において、われわれの希望するがごとき憲法通りのりつぱな法律案ができるようなことを、われわれは現実的に考へていたわけではございません。しかし、国家が独立という大きなチャンスに際して制約されておりました日本の自主性を、少くとも民主的にして、文化的な国家をつくるというその基礎となる教育、財政の確立ということに、われわれ大きな期待をしておつたわけでありました。そこで、いろいろ変遷はありましたが、文部省が成案を得られましてその後、これが文部委員会の与野党委員各位による共同提案になつたときにおいても、われわれは、その内容については必ずしも満足だと思つたわけではございません。これが五月七日、本委員会に提案されましたときにも、私

の共同提案も認めてくれなかつたかと異議を申し立てたやうな次第でございます。これに対して、若林君は、非常に親切に答弁をいただいたのであります。それには、いろいろ困難な事情があつて、野党といたしましては、この時機をはずすと、別な義務教育費国庫負担法案が提案されるということも聞いてゐる、であるから、与野党としてはこれに遅れないやうに出さなければ、また与野党内においても賛否両論があるので、非常に不満足ではあるが急速にこれを通してもらうには、この範囲でなければならぬといふ、非常に腹を割つた話がありましたので、われわれはそのことを了承したわけでございます。

しかし、この内容から申しますならば、これはもちろん本委員会では通過をいたしましたけれども、参議院においてはこれがどういふことになるか、當時において、われわれは必ずしも樂觀をしてゐたわけではなかつたのであります。しかし、そういうことは別として、急速にこれを通過してほしいという提案者の御意見もございまして、われわれも、参議院の方ともならみ合せまして、急速にこれを通すことにはやぶさかでないといふことが、野党各派の意見であると私は了承をいたしております。

そこでこれが五月七日に提案をされまして、五月二十日の本委員会におきましては、その後いろいろ自由党内にあるいは政府、あるいは大蔵、地財委からも意見が出て来まして、このままでは遅延いたしますならば、まず通過が困難になるであらうといふことから、委員長初めこの委員会の与野党、野党を問わず、委員会全員の名において何とかこれを通過させようといふやうな御意見もわれわれは看取いたしましたので、何とかこれをその日に通過さ

せて、あとは与野党ごぞつて参議院の通過に協力したいといふふうなことを考えたのであります。たゞ、その瞬間において、委員長初め幹部の方々が、いわゆる自由党の三役に呼ばれて、問題がそれ以後非常に紛糾して来たことは御承知の通りであります。その当日は、午後五時十分まで待つておりました。いろいろ細目的な意見は別として、われわれはいつでも結論が出次第、一挙に通過に協力しようという態勢で参つたのであります。不幸にして午後五時十分に至つてとうとうこの委員会が開かれずに散会に至つたという事情があるのであります。私はそうしたその後の事情につきましては、こゝでいろいろと批判することは差控えますが、本日の修正案によりまして、内容はわれわれが最低に考へました以上に、非常な骨抜きになつてしまつた。他の委員のお話によりますと、卵のきみもしろみもなく、からばかりだといふお話がありました。が、なお実施上についても、これだけの重要な固期的な法律案の実施がきまるや、政令にまかせられるといふことについて、われわれとして、どうして

も良心において、これは国民に喜んでもらうわけに行かないといふことから、私は心ならずもこれに反対せざるを得ないのであります。

○竹尾委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決に入りますが、まず採決の順序を申し上げます。第一に小林君一君外七名提出の修正案、次に若林義孝君提出の修正案、次に原案の順序でございます。

二

まず小林信一君外七名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつて小林信一君外七名提出の修正案は否決せられました。

次に、若林義孝君提出の修正案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつて若林義孝君提出の修正案は可決せられました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いた原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつて原案は修正議決いたしました。本案修正議決の結果、整理を要しますものがありますときは、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議がなければさよう決しました。

この際、水谷昇君より附帯決議を付するの動議が提出せられておりますので、本動議の趣旨弁明を求めます。水谷昇君。

○水谷(昇)委員 ただいま議決いたしました若林議員提出の修正案とこれを除く原案、すなわち義務教育費国庫負担法案に關して、附帯決議を付するの動議を提出いたします。まず附帯決議案をお示しいたします。

昭和二十七年六月二十六日印刷

昭和二十七年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行

義務教育費国庫負担法案に対する修正案に關する附帯決議案

一、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基礎は、原案の趣旨を尊重し、少くとも各都道府県のその年度の実績を下まわらないように定めること。

二、老朽危険校舎の起債については、速かに地方財政法第五條を改正して原案の趣旨の実現を図ること。

三、本法案の施行期日は政令で定めることになつてゐるが、これを昭和二十八年年度から実施すること。

次に、義務教育費国庫負担法案に対する修正案に關する附帯決議案の提案理由について御説明申し上げます。

第一は、修正案によれば、教職員給与費については、各都道府県ごとに、実支給額の半額を負担することになつてゐることは、はなはだけつこうであります。各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を、政令で定めることができることになつております。この限度が政令で定められる場合に、低くきめられまうと、半額国庫負担の原則がくずれるおそれがありますので、限度をきめる場合には、原案の算定基準の趣旨を尊重し、少くとも各都道府県のその年度の実績を下まわらないように定めることにしたい。

第二に、老朽危険校舎改築に要する起債につきましても、原案から削除され、別に措置することになつておりますが、義務教育諸学校の校舎の現状にかんがみ、すみやかに地方財政法第五條の改正を行い、義務教育諸学校の校舎の建築については、無条件に起債が認められるように原案の趣旨の実現をはかりたい。

第三に、施行期日は、地方税法の改正と関連がありますので、政令で定められることになつておりますが、昭和二十八年年度を目標としてゐるとの提案者の説明もありますので、この際昭和二十八年年度から必ず実施するようにしたいと存じます。

以上の三項目は、野党の諸君もそれぞれ質問をいたしました。これが実現を希望しておるのでありますから、おそろく賛成だと考えますが、どうぞ満場一致御賛成あらんことを希望いたします。

○竹尾委員長 ただいまの附帯決議案につきましても、討論の通告があります。これを許します。松本七郎君。

○松本(七)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいまの決議案に反対の意見を表明するものでございませう。

この案の案文そのものだけを、ただ見てみますと、なるほどけつこうなことが書いてあるわけでありませう。ただ反対したというのでは、その理由がはつきりいたしませんから、どうしてもこの際反対の理由というものを明らかにしておきたいと思ひます。

第一に、形式的に、どうしても反対しなければならぬようにできております。「本委員会、義務教育費国庫負担法案に対する修正案について、次の附帯決議を附して賛成する。」こうなつておるが、私も、この修正案に反対したのでございませうから、賛成するわけには参りません。これが形式的な点でございませう。

その次は、本質的な問題で重要な点でございませうが、この決議案に「老朽危険校舎の起債については、速かに地方財政法第五條を改正して原案の趣旨の実現を図ること。」となつております。しかし、これは最初の案によりまして、はつきりと「地方財政法第五條の規定にかかわらず」云々という規定ができておるので、何もこういう決議をしなくても、修正案の中に明記することはできるはずでございませう。なお、この施行期日につきましても、若林さんの答弁によりまして、地方税法の改正に歩調を合わせるが、それも二十八年度までにはできる見込みだ、政府はそういうつもりでやつておる、こう言つておるわけでありませう。それで、記すべきことであると思ひます。

要は、こういうものを提案して来て、修正案をつくつて出したものが、決議案を付して通過させなければならぬということ自体がナンセンスなのであります。そういう決議案を同じ人が出すくらいならば、修正案の中にはつきり規定すればよいのであります。それを私も、非常に重大に考えるのでございませう。結局これは、行政府に対する信頼の問題でございませうから、与党の諸君は、今まで努力して来てできなかったが、今後繼續努力すれば、あるいはできるであらう、そういう期待と信頼があるわけなのであります。私もその期待が持てない。特に今までの経過から参りまして、さういふ期待しておる大蔵大臣を、われわれは最も信頼しないのでございませう。そういう状態のときに、こういう欺瞞的な決議を付して、表面だけ糊塗する修正案に賛成するわけには参りません。

○竹尾委員長 ただいまの動議について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹尾委員長 起立多数。よつて動議のごとく、附帯決議を修正された原案に付することに決定いたしました。

次に、本法律案の委員会報告書等につきましても、委員長に御一任を願いたいと存じますが、いかがでございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なければさよう決しました。

この際委員長より一言ごあいさつを申し上げます。本案の審議にあたりましては、種々困難な問題もございませうが、与党野党の委員各位におかれましては、一致して終始御熱心なる御審議をいただき、また委員長ふなれたる各位の御不満があらまされたにもかかわりませず、当委員会の使命遂行に御協力を賜りましたことにつきまして、深甚なる感謝の意を表する次第でございませう。今後も相当重要法案が山積しておりますから、なお一層の御協力御鞭撻をお願いする次第でございませう。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十三分散会

〔参 照〕

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十四名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕